

令和 4 年度 中小企業施策

第 208 回国会（常会）提出

令和4年度において講じようとする中小企業・小規模事業者施策

第1章 新型コロナウイルス感染症対策

長期化するコロナ禍の影響により厳しい業況にある中小企業・小規模事業者等が足下で必要とする資金繰りなど必要な支援に引き続き万全を期すとともに、安全・安心を確保した社会経済活動の再開に向けた施策を実施する。

【主な施策】

中小企業活性化パッケージ

年度をまたいだ中小企業の事業継続を後押しするコロナ資金繰り支援の継続や、増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促すため、「中小企業活性化パッケージ」を策定。

I. コロナ資金繰り支援の継続

年度末の資金需要への対応

①年度末の事業者の資金繰り支援等のための金融機関との意見交換・要請

- 年度末の資金繰り支援等の徹底について、内閣府特命担当大臣(金融)及び経済産業大臣より金融機関に要請。

②セーフティネット保証4号の期限延長

- 一般枠(上限28億円、80%保証)に上乗せした別枠保証(上限28億円、100%保証)の期限を延長【22年3月1日まで→**22年6月1日まで**】

来年度以降の資金需要への対応

①実質無利子・無担保融資、危機対応融資の継続等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化している事業者に対する実質無利子・無担保融資、危機対応融資(*)の期限を延長【21年度末まで→**22年6月末まで**】
(*)商工中金と日本政策投資銀行による融資・資本性劣後ローン
- 返済負担を軽減するための融資期間の延長【運転資金15年→**20年**】

②日本政策金融公庫の資本性劣後ローンの継続

- 民間金融機関が自己資本とみなすことができる日本政策金融公庫の資本性劣後ローン(最大20年元本据置、上限額10億)を継続【**22年度末まで**】

③納税や社会保険料支払いの猶予制度の積極活用・柔軟な運用

- 納税緩和制度に基づく猶予及び社会保険料の支払猶予制度(延滞税や延滞金を0.9%に軽減)の柔軟な運用(原則担保不要、口頭での事情説明も可など)を継続

II. 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援

収益力改善フェーズ

①認定支援機関による伴走支援の強化

- 収益力改善に向けた計画策定に加え、認定支援機関による計画実行状況のフォローアップや助言等を強化【22年4月~】

②協議会による収益力改善支援の強化

- ポストコロナを見据え、中小企業再生支援協議会において、コロナ禍で緊急的に実施している特例リスト支援を**収益力改善支援ニシフト**【22年4月~】

事業再生フェーズ

①中小機構が最大3割出資する再生ファンドの拡充

- コロナの影響が大きい業種(宿泊、飲食等)を重点支援するファンドの組成、ファンド空白地域の解消を促進
【順次】

②事業再構築補助金に「回復・再生応援枠」を創設

- 再生事業者が優先採択される枠を創設し、収益力の向上を促進【22年春頃~】
 - ・補助率:3/4(中堅2/3)
 - ・補助上限額:従業員規模により500万~1500万円

③中小企業の事業再生等のガイドラインの策定

- (経営者退任原則、債務超過解消年数要件等を緩和)
- 数百人規模の民間専門家(弁護士等)を活用し支援
- ガイドラインに基づく**計画策定費用の支援制度を創設**
【22年4月~】

再チャレンジフェーズ

①経営者の個人破産回避のルール明確化

- 個人破産回避に向け、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出を受けた場合には、**金融機関が誠実に対応する、との考え方を明確化**【21年度中】

②再チャレンジに向けた支援の強化

- 経営者の再チャレンジに向け、中小機構の**人材支援事業を廃業後の経営者まで拡大**【22年4月~】
- 中小機構において、**廃業後の再チャレンジに向けた専門家支援を開設**【順次】
- 公庫の再チャレンジ支援融資を拡充【22年2月~】

収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する体制の構築

- 全国47都道府県にある中小企業再生支援協議会を関連機関と統合し、**収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置**。
- 中小企業活性化協議会がハブとなって金融機関、民間専門家、各種支援機関とも連携し、苦しむ中小企業の収益力改善・再生・再チャレンジを地域全体で推進。

第2章 事業再構築、事業承継・引継ぎ・再生等の支援

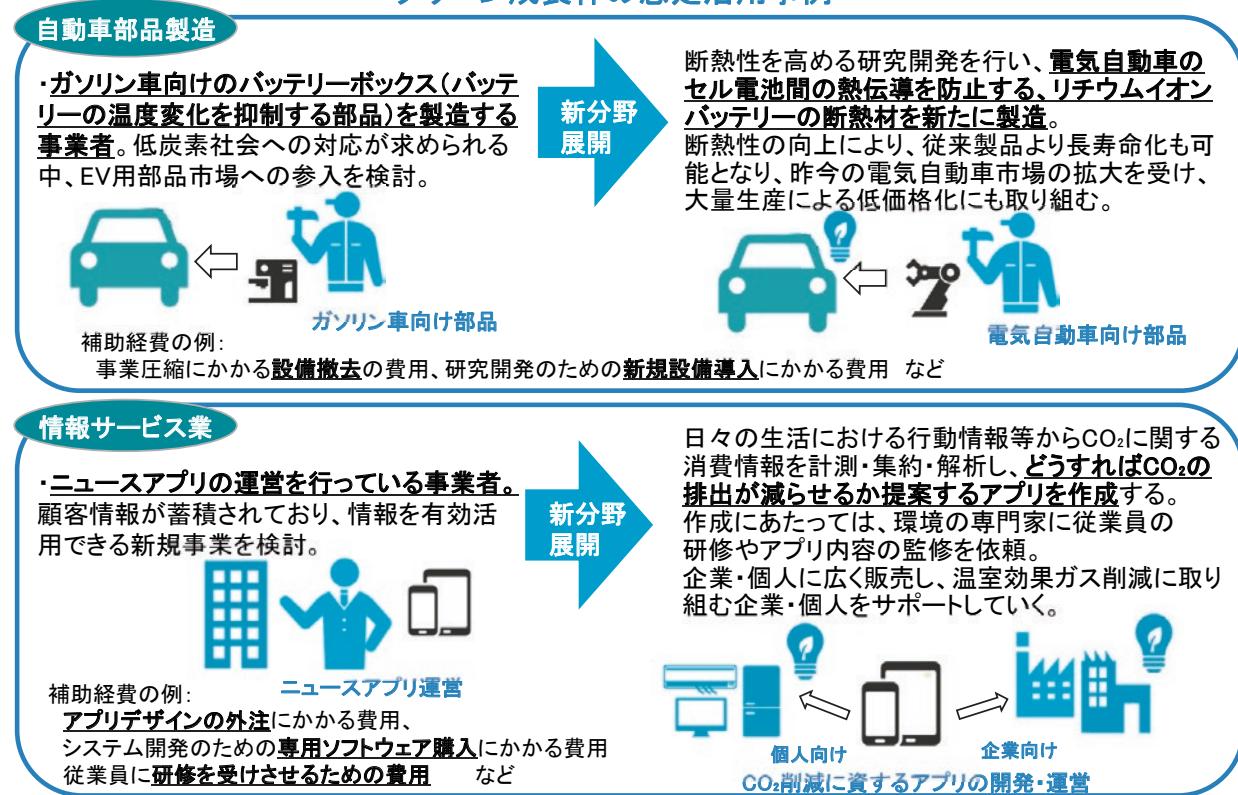
新分野展開や業態転換等の果敢な取組を支援する事業再構築補助金を積み増し、新たにグリーン成長枠を設け、売上高減少要件を撤廃するなど、中小事業者等の新たな挑戦を強力に支援するとともに、事業承継・引継ぎ・再生を推し進める。

【主な施策】

事業再構築補助金【令和3年度補正:6,123億円】

コロナの影響を大きく受けながらも新分野展開、業態転換等の「事業再構築」に挑戦する中小企業等を支援。特に、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対しては、売上高減少要件を撤廃した上で補助上限額を引き上げた「グリーン成長枠」を新設している。

グリーン成長枠の想定活用事例



中小企業再生支援・事業承継総合支援事業【令和4年度当初:157.7億円】

中小企業活性化協議会や事業承継・引継ぎ支援センターを通じて、中小企業の円滑な再生・事業承継を総合的に支援。

事業承継・引継ぎ支援事業【令和4年度当初:16.3億円】

事業承継・引継ぎ(M&A)に伴う設備投資等の取組や、引継ぎ(M&A)時の専門家活用費等を支援。

第3章 生産性向上による成長促進

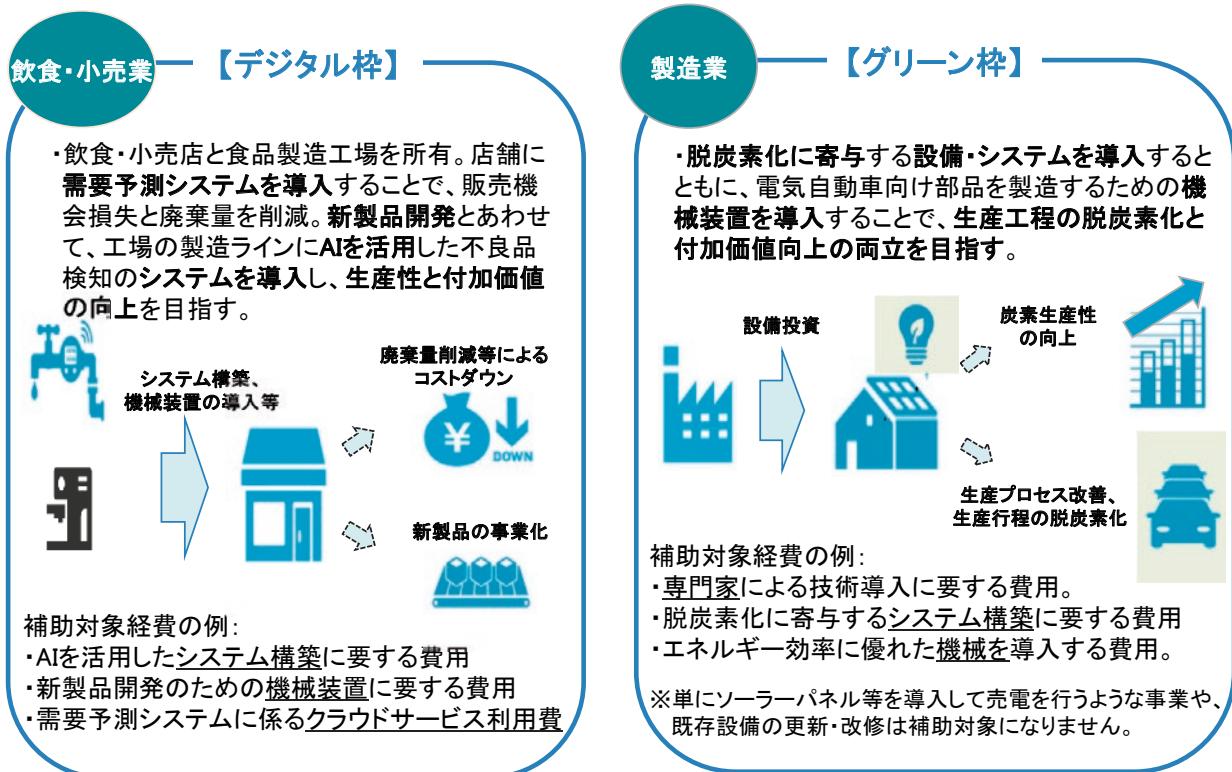
コロナの影響の長期化への対応や賃上げ原資の確保等のため、生産性革命補助金を通じ、設備投資・販路開拓・IT導入等を促進する。グリーン・デジタル分野に挑む事業者に対し、新たに「中小企業グリーン・デジタル投資加速化パッケージ」として特別枠を設けて設備投資等を支援する。引き続き、研究開発促進・海外進出支援・DX等も含め、生産性の向上を図っていく。

【主な施策】

中小企業生産性革命推進事業【令和3年度補正：2,001億円】

設備投資、販路開拓、ITの導入等を補助するなど、中小企業等の生産性向上に資する継続的な支援を実施。現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、「ものづくり補助金」については、グリーン・デジタルに係る投資に対応する特別枠を創設するなど、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援する。

また、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の生産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進する。



成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)

【令和4年度当初：104.9億円】

中小企業が大学等と連携して行う、研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービスモデル開発等の取組を支援。

第4章 取引環境の改善を始めとする事業環境整備等

賃上げが可能な環境の整備にも寄与する「生み出した価値を中小企業・小規模事業者に着実に残す」ため、下請Gメン倍増などの体制強化を実施し、取引環境の改善を図る。加えて、よろず支援拠点・中小企業支援機関による経営相談体制の強化や伴走支援の実施等、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境の整備を図っていく。

【主な施策】

事業環境変化対応型支援事業【令和3年度補正：130.4億円】

課題設定型の伴走支援（経営力再構築伴走支援）を全国展開するほか、最低賃金引き上げやインボイス制度導入への対応が求められる中小企業に対し、制度の周知やデジタル化支援・相談等を実施。

下請等中小企業の取引条件の改善 等

【令和3年度補正：8.0億円、令和4年度当初：23.0億円の内数】

1. 法律の厳正な執行

- (1) 下請代金法（規制法）：下請代金の減額、支払遅延等を禁止。立入検査、改善指導、公取委への措置請求等を実施。)
- (2) 下請振興法（望ましい取引のあり方（振興基準））：策定・公表し、業界に対し指導・助言等を実施。）

2. 相談対応・実態把握

- (1) 全国の下請Gメン（全国120名⇒R4年度248名）によるヒアリング（年間約4,000件⇒R4年度約1万件）
- (2) 全国47都道府県の下請かけこみ寺による相談対応（年間約10,000件）

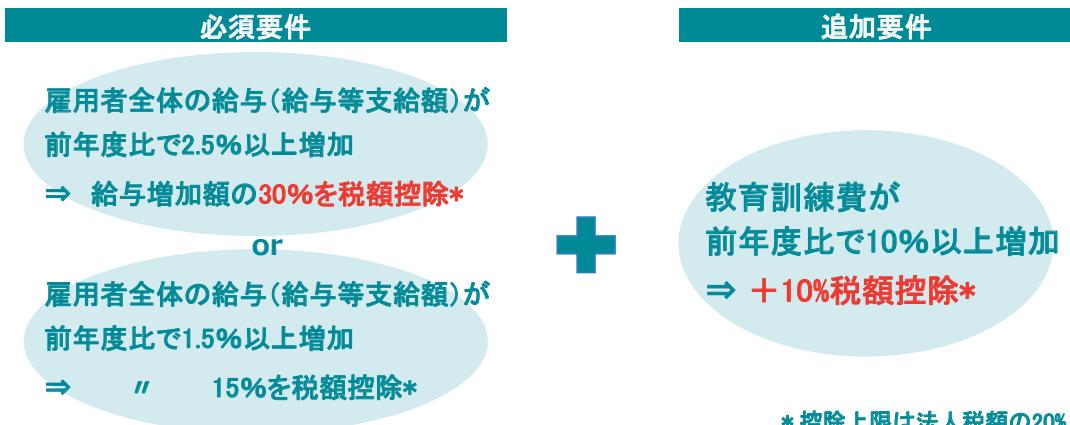
3. 業界への働きかけ

- (1) 業種別ガイドライン（19業種）自主行動計画（19業種・52団体）価格交渉促進月間（9月、3月）
- (2) 取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言するパートナーシップ構築宣言（6,000社超）

※令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を政府全体でとりまとめ（1～3月を集中取組期間とし、下請代金法や独禁法に基づく取締り強化等に取り組む）。

中小企業向け賃上げ促進税制

雇用者全体の給与や教育訓練費を増加させた中小企業が雇用者全体の給与の増加額の最大40%税額控除可能。



第5章 災害からの復旧・復興強靭化

被災地域の中小企業・小規模事業者の事業再建に向けて、資金繰りや工場等の施設復旧を支援する。また、「事業継続力強化計画」の策定を支援するための専門家派遣や「中小企業BCP策定運用指針」の公表等、防災・減災に向けた取組を促進する。

【主な施策】

地方公共団体による地域企業再建支援事業 等【令和3年度補正：127.6億円（合計）】

地域企業再建支援事業においては、再建支援計画に基づき、中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）においては、中小企業等グループが作成する復興事業計画に基づき、それぞれ計画実施に必要な施設・設備の復旧に対して支援。



令和3年8月豪雨の被災状況



令和3年福島県沖地震の被災状況

中小企業強靭化対策事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金175.9億円の内数】

機構の地域本部等に自然災害等の専門家を配置し、相談体制を整備する他、「事業継続力強化計画」の策定を支援するための専門家派遣等を実施。

第6章 業種別・分野別施策

中小農林水産業、運輸業、建設・不動産業、生活衛生関係営業に携わる事業者を支援する。

第7章 その他の中小企業施策

中小企業の環境・エネルギー対策や知財財産活動の促進、および実態調査や施策の広報の推進を行う。

【主な施策】

施策の広報

中小企業施策のポイントをまとめたガイドブックやチラシ等を作成する他、「ミラサポplus」を通じて最新の支援情報や補助金の申請のノウハウ、活用事例等を分かりやすくタイムリーに全国の中小企業に届ける。

ミラサポplus

令和4年度において講じようとする中小企業施策

第1章 新型コロナウイルス感染症対策	655
第1節 事業継続の後押し	655
第2節 安全・安心を確保した社会経済活動の再開	656
第3節 経営環境の整備	656
第2章 事業再構築、事業承継・引継ぎ・再生等の支援	657
第1節 事業再構築の後押し	657
第2節 事業承継・引継ぎ・再生等の支援	657
第3節 創業支援	659
第3章 生産性向上による成長促進	661
第1節 生産性向上・技術力の強化	661
第2節 グリーン化・デジタル化への対応の促進	663
第3節 強靭な地域経済と小規模事業者の持続的発展支援	665
第4節 海外展開支援	668
第4章 取引環境の改善を始めとする事業環境整備等	672
第1節 取引環境の改善	672
第2節 官公需対策	674
第3節 人材・雇用対策	674
第4節 資金繰り支援	677
第5節 経営安定対策	678
第6節 財務基盤の強化	680
第7節 人権啓発の促進	680
第8節 経営支援体制の強化	681



第5章 災害からの復旧・復興、強靭化 682

第1節	資金繰り支援	682
第2節	二重債務問題対策	682
第3節	工場等の復旧への支援	683
第4節	防災・減災対策	684
第5節	その他の対策	684

第6章 業種別・分野別施策 686

第1節	中小農林水産関連企業対策	686
第2節	中小運輸業対策	688
第3節	中小建設・不動産業対策	689
第4節	生活衛生関係営業対策	690

第7章 その他の中小企業施策 690

第1節	環境・エネルギー対策	690
第2節	知的財産活動の促進	692
第3節	標準化の推進	695
第4節	調査・広報の推進	695

この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあり、
また、今後変更される場合もあることに注意されたい。



第1章 新型コロナウイルス感染症対策

第1節 事業継続の後押し

1. 日本政策金融公庫等による資金繰り支援【財政投融資、令和3年度補正予算：1,403億円】

資金繰り支援として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等による、実質無利子・無担保融資を、融資期間を延長したうえで、令和4年6月末まで引き続き実施する。また、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫による「新型コロナ対策資本性劣後ローン」を令和4年度末まで引き続き実施する。

2. 民間金融機関を通じた資金繰り支援(信用保証制度)

信用補完制度を通じた資金繰り支援として、下記を実施する。

- ① 取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に信用保証協会が通常の保証枠とは別枠での保証を実施する。
- ② 自然災害等の影響により経営の安定に支障を生じた中小企業に対し、セーフティネット保証4号を措置し、また、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象とした保証制度（東日本震災緊急保証）を引き続き措置する。
- ③ 信用保証協会による複数の借入債務の一本化を通じて、中小企業・小規模事業者の足下の返済負担の軽減を図る借換保証や、経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず返済条件の緩和の実施による前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を支援するため条件変更改善型借換保証を引き続き実施することに加えて、2020年に創設した事業承継特別保証や経営承継借換関連保証により、我が国の中小企業の課題である事業承継を推進する。
- ④ 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、2021年に創設した金融機関の継続的な伴走支援を条件とした伴走支援型特別保証や、経営サポート会議等を活用した中小企業者の経営改善・事業再生を後押しする経営改善サポート保証（感染症対応型）を実施する。
- ⑤ 信用保証協会の利用者又は利用予定している創業（予定）者、経営改善や事業承継、生産性向上に取り組もうとする中小企業・小規模事業者に対して信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を実施する。

3. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金【令和3年度予備費：5,000億円、令和3年度補正予算：67,969億円の内数】

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるように、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による支援を実施する。

4. 雇用調整助成金の特例措置【令和3年度当初予算：6,240億円、令和3年度予備費：217億円、令和3年度補正予算：9,526億円】

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化等の経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものである。

新型コロナウイルス感染症を受けて事業が縮小した事業主に対しては、雇用調整助成金の特例措置を実施し、支給要件を緩和するとともに、助成率の引上げ、提出書類の簡素化等、更なる雇用調整助成金の特例措置を実施する。

第2節 安全・安心を確保した社会経済活動の再開

1. がんばろう！商店街事業（旧 Go To 商店街事業）【令和2年度第1次補正予算：51億円、令和2年度第3次補正予算：30億円】

がんばろう！商店街事業においては、イベント参加者の感染リスクを今まで以上に低減するため、「期間・時間・場所」の分散化に係る取組を重点的に支援するとともに、「ワクチン・検査パッケージ」の導入等を支援する。

2. イベントワクワク割【令和3年度補正予算：388.1億円】

キャンペーン期間中のイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引等を行う（2割相当分）。また、消費者が安心してイベントに参加できる環境を醸成するため、ワクチン接種者又は検査陰性者を支援対象とする。

第3節 経営環境の整備

1. 簡易な方法による申告・納付期限の個別延長

オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となる納税者が増加することが想定される。そのため、2021年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、2022年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の個別延長を申請することができるようにして、その他の税目も同様の取扱いとする。

2. 中小企業活性化パッケージ

年度をまたいだ中小企業の事業継続を後押しするコロナ資金繰り支援の継続や、増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促すため「中小企業活性化パッケージ」を策定した。資金繰り支援として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等による実質無利子・無担保融資を、融資期間を延長したうえで、令和4年6月末まで引き続き実施する。また、増大する債務への対応として、全国3万以上の認定支援機関を活用した中小企業の収益力改善に向けた計画の策定・実行支援、私的整理を円滑に進めるための民間ルールである「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく事業再生支援、新たに設置する「中小企業活性化協議会」における収益力改善・事業再生・再チャレンジの一元的支援などの総合的な支援策を強力に進める。

3. 小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（小学校休業等対応助成金・支援金）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対し、2022年4月1日から同年6月30日の間の休暇について支給する。

また、委託を受けて個人で仕事をする方が、小学校等の臨時休業等に伴い、保護者として子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった場合、2022年4月1日から同年6月30日の間に就業できなかった日について支給する。

4. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援【令和4年度当初予算：4.4億円】

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、当該休暇を取得させた事業主に対する助成を行う。

第2章 事業再構築、事業承継・引継ぎ・再生等の支援

第1節 事業再構築の後押し

1. 中小企業等事業再構築促進事業【令和3年度補正予算：6,123億円】

中小企業等の事業再構築を支援する「中小企業等事業再構築促進事業」について、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対しては、通常枠より補助率を引き上げた「回復・再生応援枠」を新設することに加え、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対しては、売上高減少要件を撤廃した上で補助上限額を引き上げた「グリーン成長枠」を新設するなどの見直しを行った上で支援を継続する。

2. ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業【令和4年度当初予算：10.2億円】

複数の中小企業等が連携し、連携全体として新たな付加価値の創造や生産性向上を図るプロジェクトや、新分野、業態転換、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善に取り組むプロジェクト等に必要な設備投資等の経費を最大2年間支援する。

第2節 事業承継・引継ぎ・再生等の支援

1. 中小企業活性化協議会【令和3年度補正予算：757.4億円の内数、令和4年度当初予算：157.7億円の内数】

令和4年4月1日より、中小企業再生支援協議会を経営改善支援センターと統合し、収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する組織として、「中小企業活性化協議会」を全国47都道府県の商工会議所等に設置する。具体的には、必要に応じ、経営改善計画策定支援事業等を活用し、民間専門家との連携を図りながら、資金繰り管理や採算管理などの早期の収益力改善、経営改善から抜本的な事業再生に向けた支援や個人保証債務の整理に係る弁済計画の策定支援を行うことで、同協議会がハブとなり、中小企業・小規模事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進していく。

2. 事業承継・引継ぎ支援事業【令和4年度当初予算：16.3億円】

事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓等の新たな取組を支援するとともに、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援する。また、事業承継・引継ぎに当たり廃業を伴う場合には、廃業費用についても支援する。

3. 中小企業再生ファンド【令和3年度補正予算：757.4億円の内数】

事業再生に取り組む中小企業への経営支援や資金供給等を実施するため、中小企業基盤整備機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、中小企業の再生を地域内で支援する地域型ファンドや、広域的に支援する全国型ファンドの組成・活用の促進に取り組み、新型コロナウィルス感染症の影響により高まる中小企業の再生支援のニーズに万全を期す。

4. 中小企業経営力強化支援ファンド【令和3年度補正予算：757.4億円の内数】

長期化する新型コロナウィルス感染症の影響により業況が悪化した、地域経済の中核となる中小企業等の経営力強化と成長を支援する。具体的には、中小機構からの出資も呼び水に、官民連携の全国ファンド等を組成した上で、資本性資金の投入ときめ細やかなハンズオン支援を行うことで、経営力の強化と成長を図り、事業再構築や事業再編を促進する。

5. 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業（事業承継支援事業）【令和4年度当初予算：157.7億円の内数】

各都道府県に置かれた「事業承継・引継ぎ支援センター」において、中小企業者等の円滑な事業承継や引継ぎ（M&A）促進のため、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで行う。

新型コロナウィルス感染症の影響も含め増加する支援ニーズに対応できるよう、センターの人員強化やM&A支援機関との連携を強化することに加えて、支援ニーズに応じた経営資源引継ぎ型の創業や転廃業時の経営資源の引継ぎについての支援や、企業健康診断に係る調査事業を実施する。

6. 事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするため、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラムによる中小企業経営者等への普及啓発を実施する。

7. 事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策【令和4年度当初予算：157.7億円の内数】

事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、「事業承継に焦点を当てた「経営者保証ガイドライン」の特則」の運用を開始（2020年4月1日）。経営者保証解除に向けて、経営者保証コーディネーターによるガイドライン充足状況の確認や支援体制を構築したほか、事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設。

また、2021年度に統合・発足した事業承継・引継ぎ支援センターに経営者保証コーディネーターを配置することで、事業承継に関する相談時に経営者保証に関する相談にも対応できる体制を整備し、専門家による中小企業の磨き上げ支援、経営者保証解除に関する金融機関との目線合わせへの専門家の同席支援等、事業承継時における経営者保証解除の推進に引き続き注力する。

8. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制【税制】

経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税 ②準備金の積立を認める措置を講じる。

9. 土地（商業地等）に係る固定資産税の経済状況に応じた措置【税制】

土地（商業地等）に係る固定資産税・都市計画税について、令和4年度税制改正において、課税額が上昇する土地について、税額上昇分を半減する措置を講じる。

10. 個人版事業承継税制【税制】

平成31年度税制改正において、「個人版事業承継税制」を創設し、2019年からの5年以内に個人事業承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象に、事業用資産に係る贈与税・相続税の納税を猶予・免除する特例措置を講じる。

11. 法人版事業承継税制【税制】

令和4年度税制改正において特例承継計画の提出期限を1年延長し、2018年からの6年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象に、非上場株式に係る贈与税・相続税の納税を猶予・免除する特例措置を講じる。

12. 中小企業・小規模事業者の事業再編等に係る税負担の軽減措置【税制】

M&Aにより経営資源や事業の再編・統合を通じて事業の継続・技術の伝承等を図る事業者を支援するため、中小企業等経営強化法上の認定を受けた経営力向上計画に基づいて再編・統合を行った際にかかる登録免許税・不動産取得税を軽減する。また、令和4年度税制改正において、適用期限を2年延長する。

13. 経営承継円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法に基づき、相続人間の一定の合意により、遺留分に伴う相続紛争を防止するため、民法の特例措置を講じる。また、事業承継に伴う各種資金ニーズに対応するための金融支援措置を講じる。さらに、事業承継（M&Aを含む）に伴う株式の集約を円滑化するため、所在不明株主からの株式買取り等の手続きに必要な期間を5年から1年に短縮する会社法の特例措置を講じる。

14. 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業者である個人事業主や会社等の役員が掛金を積み立て、廃業や引退をした際に共済金を受け取れる制度であり、いわば小規模企業の経営者のための「退職金制度」である。引き続き、制度への加入促進と共済金等の支給を着実に実施する。

第3節 創業支援

1. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小企業基盤整備機構が出資（ファンド総額の1/2以内又は4/5以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）、新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る。

2. グローバル・スタートアップ・エコシステム強化事業【令和4年度当初予算：4.7億円】

新たな価値を生むプレーヤー等を創出するエコシステムを構築するため、J-Startup企業等のスタートアップに対し、国内外展開を支援する。また、関係機関と協力した海外進出支援や、政

府調達における優遇等を実施するとともに、海外のベンチャーキャピタルやアクセラレーターのノウハウを取り入れる等、我が国における自律的なエコシステムの構築を後押しする。

3. 起業家教育事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村等における創業機運の醸成に資する取組として、起業家教育の導入を推進する。

4. ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）【令和4年度当初予算：5.0億円の内数】

産学官の連携により、地域の資源と資金（地域金融機関の融資）を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる初期投資費用（ハード整備等）について、地方公共団体が助成する経費の一部に対し、交付金として交付する。

5. 新たな学び直し・キャリアパス促進事業【令和4年度当初予算：8.6億円】

大企業・スタートアップ等の間の人材交流を促進するべく、大企業等に所属する人材が、副業・出向等により中小企業・スタートアップへ経営参画する場合等の費用の支援、および起業に失敗した人材等が再度の起業に向けた準備を行う期間、雇用や業務委託を図る企業の支援を行う。

6. 創業者向け保証

創業者又は創業予定者等の創業資金の円滑な資金繰り支援のため、信用保証制度として創業関連保証を措置する。

7. 新創業融資制度【財政投融資】

日本政策金融公庫が、新たに事業を開始する者や新規開業して税務申告を2期終えていない者に対し、無担保・無保証人で融資を実施する。

8. 女性、若者／シニア起業家支援資金等【財政投融資】

女性や35歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、新たに事業を開始する者または、新規開業して概ね7年以内の者を対象に日本政策金融公庫が優遇金利を適用し、多様な事業者による新規事業の創出を支援する。

9. 再挑戦支援資金等（再チャレンジ支援融資）【財政投融資】

日本政策金融公庫が、新たに事業を開始する者又は開業後概ね7年以内の者で、事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施する。

10. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資【財政投融資】

日本政策金融公庫が、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じ経営革新又は異分野の中小企業と連携して新分野の開拓等を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援するため、必要な資金の貸付を行う。

1.1. 創業支援貸付利率特例制度【財政投融資】

新たに事業を開始する者又は新規開業後税務申告を2期終えていない者への貸付利率を引下げ、創業前・後の円滑な資金調達を支援し、創業しやすい環境の創出や創業機運の醸成を図る。

1.2. 経営革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援する。

1.3. エンジエル税制【税制】

創業間もないベンチャー企業への個人による資金供給を促進するため、本税制の普及啓発を実施し、起業促進に向けた環境整備を図る。

1.4. オープンイノベーション促進税制【税制】

スタートアップ企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業へ資本金の増加を伴う現金による出資をする事業会社に対し、税制措置（法人税の所得控除）を講じる。令和4年度税制改正により、拡充を行った上で、適用期限を2年延長する。

1.5. 地域における創業支援体制の構築【税制】

地域の創業を促進させるため、産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援等事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画に基づく創業支援を受けた創業者に対し、信用保証の特例、税制（登録免許税半減）等の支援を行うとともに、創業支援事業者に対し信用保証等の支援を行う。税制措置（登録免許税半減）については、令和4年度税制改正により、適用期限を2年延長する。

1.6. わたしの起業応援団

2020年12月に設立した「わたしの起業応援団」を通じ、女性起業家の支援事例や支援手法・関係省庁の施策情報の共有、女性起業家支援者の連携強化等により、女性起業家の事業環境の向上や支援体制、支援内容の充実を図り、起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進する。また、支援者の育成のための研修等も実施する。

第3章 生産性向上による成長促進

第1節 生産性向上・技術力の強化

1. 中小企業生産性革命推進事業【令和元年度補正予算：3,600億円の内数】

働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など相次ぐ制度変更等に対応するため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたり中小企業の生産性向上を継続的に支援する。

具体的には、①設備導入、IT導入、販路開拓等への支援を一体的かつ機動的に実施するとともに、②先進事例を収集し、各種支援策とともに幅広く情報発信を行う。加えて、③制度変更にかかる相談対応や国内外の事業拡大等にかかる専門家支援等のハンズオン支援を行う。

2. 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）【令和4年度当初予算：104.9億円】

令和4年度に事業名称を改め、「戦略的基盤技術高度化・連携支援事業」から「成長型中小企業等研究開発支援事業」として、特定ものづくり基盤技術及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取組を支援する。また、「出資獲得枠」を創設し、民間ファンド等から出資を受ける予定がある研究開発を行う場合には補助上限額を引き上げる措置を講じる。

3.（再掲）ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業【令和4年度当初予算：10.2億円】

4. 産業技術総合研究所における中堅・中小企業への橋渡しの取組【令和4年度当初予算：産業技術総合研究所運営費交付金 620.6億円の内数】

産総研の技術シーズと中小企業等のニーズを橋渡しするコーディネータにより、適切な専門家を紹介し、自社だけでは研究できないテーマについては、受託研究や共同研究などを実施する。

5. 医工連携イノベーション推進事業【令和4年度当初予算：19.2億円】

ものづくり中小企業や医療機関等の連携による医療機器開発を促進するため、開発・事業化事業において、医療機器研究開発の採択を行う予定。

また、開発資金支援だけではなく、開発初期段階から事業化に至るまでの切れ目ない支援として、専門家による助言（伴走コンサル）も実施し、事業化を加速させるための取組を行う。

また、2021年度より、地域の特色を活かした独自性のある拠点整備を進めるとともに事業化人材を中心とした企業等への支援を行うため、地域における医療機器開発エコシステムの構築を目的とする「地域連携拠点自立化推進事業」を新たに開始しており、2022年度においても採択を予定。

6. 展示会等のイベント産業高度化推進事業【令和4年度当初予算：2.4億円】

中小展示会主催者に対して海外需要獲得を目的とした新たなビジネスモデルの構築に向けた取組の費用の一部を補助する。また、複数の国内展示会を一体的に海外発信することで、国内展示会の国際化を推進する。

7. 「共創型」サービスIT連携支援事業【令和4年度当初予算：2.5億円】

複数の中小サービス事業者及び複数のITベンダー等がコンソーシアムを組成し、サービス業の現場の生産性を向上させるべく、API連携等により複数のITツールを連携・組合せたものを導入するとともに、導入後、機能向上（UIやUXの改善を含む）を行い、パッケージ化・汎用化による業界内他社や他地域への当該ツールの普及に資する案件を重点的に支援する。

8. SBIR制度に基づく支援

SBIR制度において、指定補助金等ではスタートアップ企業等によるイノベーションの促進に向けて、公募・執行に関する各省庁統一的な運用や、段階的に選抜しながらの連続的支援を実施する。また、新産業の創出につながる新技術開発のための特定新技術補助金等を指定、支出の目標額等の方針の策定により、国の研究開発予算のスタートアップ企業等への提供拡大及び技術開発

成果の事業化を図る。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、日本政策金融公庫による特別利率による融資等の事業化支援措置をスタートアップ企業等に周知し、利用促進を図る。

9. 中小企業等経営強化法

特定事業者等が、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した経営力向上計画を策定し、認定された事業者に対し、税制面や中小企業者に対する日本政策金融公庫の融資制度等の金融面の支援を講じる。また、経営力向上計画の電子申請を普及する。

10. 中小企業経営強化税制【税制】

中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、その経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は10%の税額控除（資本金3,000万円超の法人の税額控除は7%）ができる措置を引き続き講じる。

11. 生産性革命のための固定資産税の減免措置【税制】

市区町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小企業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産、販売活動等の用に直接供されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を講じる。

12. 研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)【税制】

中小企業者等に対し、試験研究費の総額に応じて税額控除を認める「中小企業技術基盤強化税制」において、試験研究費の増加割合に応じた税額控除率（12%～17%）を適用する（大企業は一般型で2%～14%）とともに、特別試験研究費（大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用）の総額に係る税額控除制度、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合の控除率の割増措置、試験研究費の増加割合が9.4%を超える場合には税額控除の上限を10%上乗せする措置、売上げが基準年度と比べ2%以上減少しているにもかかわらず、試験研究費を増加させる場合には税額控除の上限を5%引き上げる措置等を引き続き講じる。

第2節 グリーン化・デジタル化への対応の促進

1. 中小企業生産性革命推進事業（特別枠）【令和3年度補正予算：2,001億円】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えするため、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、「ものづくり補助金」については、グリーン・デジタルに係る投資に対応する特別枠を創設するなど、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援する。

また、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の生産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進する。

2.（再掲）中小企業等事業再構築促進事業【令和3年度補正予算：6,123億円】

3. 経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業【令和4年度当初予算：25.8億円】

新型コロナ感染症への対応によって、テレワークの推進、対面ではなくウェブ上でコミュニケーションなど、社会の行動様式が大きく変革し、時間・場所の制約なくアクセスできるデジタルの優位性が明らかとなっている。法人向け行政サービスについても、こういった社会の変化に対応し、事業者の意思決定の迅速化、生産性向上、新たな価値創造を図り、産業競争力の強化を実現するため、迅速な施策の執行が実現可能となるよう効率的なシステム整備を実施するなど、デジタル・ガバメントへの変革を進める。これまで、中小企業向け手続の電子化・支援策のリコメンデーション、保安関連手続の電子化、法人情報のオープン化等を実施したが、2022年度は、さらにローコードツールを活用した取組についても実施予定。

4. 地域デジタル人材育成・確保推進事業【令和3年度補正予算：13.6億円、令和4年度当初予算：15.9億円の内数】

DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を支える人材を育成するため、デジタル人材育成プラットフォームにおいて、基礎的なデジタルスキルを学べる教育コンテンツを整備するとともに、企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラムや、デジタル技術を活用した課題解決型現場研修プログラムを実施し、2026年度までに、地域企業のDXを進められる人材を1,300人育成することを目指す。

5.（再掲）「共創型」サービスIT連携支援事業【令和4年度当初予算：2.5億円】

6. 地域DX促進活動支援事業【令和4年度当初予算：15.9億円の内数】

地域企業の経営・デジタルに関する専門的知見・ノウハウを補完し、地域ぐるみで地域企業のDX実現を支援するため、産学官金の関係者が一体となった支援コミュニティが実施する各種活動（課題分析・戦略策定の伴走型支援、ITベンダー等とのマッチング支援等）を支援する。

7. 地域デジタルイノベーション促進事業【令和4年度当初予算：15.9億円の内数】

地域企業等のDXを推進するため、地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせ、新たなビジネスモデルの構築に取り組む実証プロジェクト（試作品製作、事業性評価等）を支援する。また、新事業実証等のための環境整備として、経済産業省HP上の公設試保有機器等検索システムの更新、地域未来牽引企業の経営状況等に関する調査を実施する。

8. デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業（ECサイトセキュリティ対策促進事業）【令和3年度補正予算：12.4億円の内数】

ECサイト改ざんによる個人情報・クレジットカード番号等の流出など、ECサイトを狙ったサイバー攻撃被害の急増を踏まえ、ECサイトのセキュリティの実態を調査し、対策ガイドライン等の策定・普及を行う。

9. 中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業【令和4年度当初予算：3.1億円】

中小企業を含むサプライチェーン全体のサイバーセキュリティ強化のため、経済安全保障の観点から重要となるサプライチェーン上の中小企業に対するサイバー攻撃の実態調査等を実施することにより、必要な対策の検討や中小企業のサイバーセキュリティ対策の普及啓発を行うとともに、中小企業向けセキュリティサービスの普及を図る。

10. IT活用促進資金【財政投融資】

日本政策金融公庫による融資を引き続き実施し、令和4年度からは、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づく特定半導体生産施設整備等計画の認定を受けた者や産業競争力強化法第2条第24項の規定に基づく技術情報管理認証制度の認証を受けた者等に対して、低利の融資を新たに実施する。

第3節 強靭な地域経済と小規模事業者の持続的発展支援

1. 新事業創出支援事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業基盤整備機構の全国10支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、農商工等連携促進法に基づく事業計画の策定により、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細やかな支援を行う。

2. 中小企業連携組織対策推進事業【令和4年度当初予算：6.0億円】

中小企業組合を支援する専門機関の全国中小企業団体中央会等を通じて、経営革新・改善に取り組む中小企業組合等に対して、その実現化に向けた取組を支援する。さらに、外国人技能実習生受入事業を行う中小企業組合（監理団体）等の事業が適正に行われるよう支援を行う。

3. 地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業【令和4年度当初予算：4.6億円】

中小商業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助する。2022年度においては、持続的な事業となるよう取り組んでいる事業者を評価できるよう、特に地方公共団体の創業支援等事業との連携や、金融機関からのビジネスマッチング・助言等の連携を進める。

4. 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（自治体型持続化補助金）【令和4年度当初予算：10.9億円】

ビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、地方公共団体が、小規模事業者の経営計画作成や販路開拓等を支援する場合に、国がその支援施策の実行に係る経費の一部を支援する。

5. 小規模事業対策推進等事業【令和4年度当初予算：53.3億円】

小規模事業者支援法第7条に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の経営分析や事業計画の策定、需要開拓等を支援する（伴走型小規模事業者支援推進事業）。また、全国商工会連合会、日本商工会議所が各地の商工会、商工会議所等と連携して行う地域産業の活性化や観光ルート開発など、地域の持続的発展に向けた取組を支援する（地域力活用新事業創出支援事業）。さらに、制度改正やグリーン・デジタル等の成長分野における生産性向上対応等の諸課題に対し、小規模事業者が円滑に対応できるよう、全国団体等を通じて商工会・商工会議所等が講習会の開催による制度の周知・広報、窓口相談・巡回指導のための専門家を派遣する（制度改正等の課題解決環境整備事業）。

6. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって、中小機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HP やメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行う。

7. 中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業（旧中心市街地商業等活性化アドバイザーパートナー派遣事業）【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が抱える様々な課題に対応するため、中小機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣する。

8. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行う。

9. 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業（広域的課題解決プロジェクト実証、地域社会課題発掘）【令和4年度当初予算：6.5 億円の内数】

地域・社会課題を地域で持続的に解決していくため、地域内外の中小企業等が地域内の関係主体と連携しつつ、5 地域以上で共通する課題の解決と収益性との両立を目指す取組を支援する。また、地域で持続的に課題解決を行うため、地方公共団体の課題の顕在化・明確化を行うと共に、地方公共団体と課題解決に取り組む中小企業等とのマッチング等を行う。

10. （再掲）ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）【令和4年度当初予算：5.0 億円の内数】

11. （再掲）ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業【令和4年度当初予算：10.2 億円】

12. 海外展開のための支援事業者活用促進事業（JAPAN ブランド育成支援等事業）【令和4年度当初予算：5.5 億円の内数】

中小企業者が海外展開やそれを見据えた全国展開、新たなインバウンド需要の獲得のために、新商品・サービスの開発・改良、ブランディングによる新規販路開拓等に取り組むとき、経費の一部を補助する。その際、海外展開においては現地のマーケットに関する知見やネットワークを持つ支援機関・支援事業者を活用しながら事業を実施することが極めて重要であることから、経済産業省が有力な支援機関・支援事業者を「支援パートナー」として選出・公表し、中小企業と支援パートナーとの出会いの場を創出する。

13. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業・小規模事業者が農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等について、中小企業基盤整備機構が展示会や商談会等の開催を通じて、販路開拓・拡大を支援する。

14. 販路開拓コーディネート事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業者等が新商品・新技術・新サービスについて、首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動の実践を通じ、新たな市場への手掛かりをつかむとともに、販路開拓の力をつけることを中小企業基盤整備機構に配置されている商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）が支援する。

15. J-GoodTech【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小機構が、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業の情報をウェブサイトに掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐことで、中小企業の国内外販路開拓を支援する。

16. (再掲) 新事業創出支援事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

17. (再掲) 地域DX促進活動支援事業【令和4年度当初予算：15.9億円の内数】

18. (再掲) 地域デジタルイノベーション促進事業【令和4年度当初予算：15.9億円の内数】

19. 観光産業等生産性向上資金【財政投融資】

観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図るため、中小企業に対して日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行う。

20. 企業活力強化資金(流通・サービス業関連)【財政投融資】

中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに空き店舗等の解消を図るため、日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行う。

21. 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【財政投融資】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う。

22. 小規模事業者支援法による経営発達支援計画の認定

小規模事業者支援法第7条に基づき、商工会・商工会議所が関係市町村と共同して、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓、その他の小規模事業者の経営の発達に資する支援計画を作成し、経済産業大臣が認定する。

23. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街活性化事業計画を国が認定した商店街等について支援措置を講じる。

24. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行う。

25. 地域経済を牽引する企業に対する集中的な支援

地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）に対して、引き続き、税制措置・金融措置・規制緩和・予算措置等による支援を行う。例えば、地域の成長発展の基盤強化に特に資する地域経済牽引事業に対する法人税等の税額控除・特別償却（地域未来投資促進税制）により、地域企業の積極的な設備投資を支援する。また、地域経済の中心的な担い手となりうる「地域未来牽引企業」に対して、引き続き、予算措置等により販路開拓や設備投資等を集中的に支援する。

26. 中心市街地活性化のための税制措置【税制】

中心市街地活性化法による認定を受けた「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づいて行われる不動産の取得等に対し、その不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を1/2とする措置を講じる。

27. 地方拠点強化税制【税制】

地方における雇用創出のため、企業の本社機能（事務所、研究所、研修所）を東京23区から地方へ移転する場合や地方において拡充をする場合に、税制上の措置を引き続き講じる。具体的には、計画の認定を受けた企業のオフィス等に係る建物等の取得等について、取得価額の15%（移転型事業の場合、25%）の特別償却若しくは取得価額の4%（移転型事業の場合、7%）の税額控除の選択適用又はその地方拠点における雇用者数の増加に応じた税額控除を講じる措置、及び企業の地方拠点強化に係る地方交付税による減収補填措置等を引き続き講じる。また、令和4年度税制改正では、本税制の適用期限の2年間延長とともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等の拡充を行う。

第4節 海外展開支援

1. 海外展開のための支援事業者活用促進事業（現地ニーズ等活用促進事業）【令和4年度当初予算：5.5億円の内数】

海外ビジネスに直結するニーズや最新のトレンド情報を、JETROを通じて、現地のディストリビューターやマーケティング会社等から直接入手し、これらを中小企業が扱いやすい形に加工・編集した上で即座に情報提供することで、優れた商品やサービスを持つ国内中小企業の効果的な海外市場開拓を後押しする。

2. デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業【令和3年度補正予算：12.4億円の内数】

中小企業者等が、越境EC（電子商取引）を活用した海外需要の取り込みを拡大させていくために、それに適したブランディング、プロモーション等の取組を行う際に、その経費の一部を補助する。その際、海外展開におけるブランディングやプロモーション分野で専門知識を持つ支援機関・支援事業者を活用しながら事業を実施することが極めて重要であることから、経済産業省が有力な支援機関・支援事業者を「支援パートナー」として選出・公表し、中小企業と支援パートナーとの出会いの場を創出する。

3. 中小企業海外ビジネス人材育成支援事業（中小企業・小規模事業者人材対策事業）【令和4年度当初予算：8.4億円の内数】

中小企業の海外ビジネス担当者を対象に、座学学習に加え、グループワークを通じた課題解決の実践や、海外の市場調査経験ができるプログラムを提供する。加えて、非対面・遠隔での商談形態が浸透していることを踏まえ、こうした商談の成立において重要となる、資料作成やプレゼンテーション、会議運営等の技術の習得を支援する。

4. 技術協力活用型・新興国市場開拓事業【令和4年度当初予算：40.7億円】

我が国企業の新興国市場獲得支援のため、以下の事業を実施する。

- ①海外進出先での事業を担う現地人材の育成のため、日本企業による日本国内での受入研修、現地への専門家派遣、海外高等教育機関での寄附講座開設等の取組への補助を行う。
- ②海外展開等を目指す日本企業における高度外国人材の活用を進めるため、海外学生等のインターンシップ受入れ機会を提供する。
- ③中堅・中小企業等が新興国の企業・大学等と共同で進める現地の社会課題の解決のための製品・サービスの開発や現地事業創出支援等への補助を行う。

5. 安全保障貿易管理の支援【令和4年度当初予算：18.5億円の内数】

外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の実効性を向上させるため、企業の大多数を占める中小企業を対象に輸出管理の知識普及・啓発及び管理体制構築を支援する。

機微技術や貨物を保有する中小企業等を調査し、輸出管理体制の構築を促すとともに、中小企業等を対象とした安全保障貿易管理に係る説明会及び相談会を開催し、専門家による輸出管理体制構築支援を行う。また、輸出管理の相談窓口を設置し、専門家による無料相談対応等を通じて、輸出管理体制の構築を促す。

6. 海外サプライチェーン多元化支援事業【令和2年度3次補正予算：116.7億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材等の日本企業による海外生産拠点の多元化や高度化に向けた設備導入の支援を実施する。

7.（再掲）海外展開のための支援事業者活用促進事業（JAPANブランド育成支援等事業）【令和4年度当初予算：5.5億円の内数】

8. 新輸出大国コンソーシアム【令和4年度当初予算：255.0億円の内数】

JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会議所、商工会、金融機関等の支援機関を結集するとともに、幅広い分野の専門家を確保し、海外展開を図る中堅・中小企業に対して、事業計画の策定から販路開拓、現地での商談サポートに至るまで、総合的に支援する。

なお、専門家によるハンズオン支援の優先採択を行う事業者として、「地域未来牽引企業」等に加え、新たに以下（※）の支援事業者を追加する。

※「JAPANブランド育成支援等事業」「海外展開ハンズオン支援」「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」「戦略的基盤技術高度化支援事業（成長型中小企業等研究開発支援事業を含む）」

9. 越境EC等利活用促進事業【令和4年度当初予算：255.0億円の内数】

海外の主要 EC サイトに「ジャパンモール」を設置し、日本の商品の販売促進を実施するとともに、中堅・中小企業等の海外有力バイヤーとのマッチングを目的とした複数の BtoB の通年型オンライン展示会への出展支援を実施する。また、新たに Amazon と連携し、自ら越境 EC での販売を目指す中堅・中小企業等を支援する「ジャパンストア」事業を北米向けに実施する。

10. Japan Innovation Bridge (J-Bridge) 事業【令和4年度当初予算：255.0 億円の内数】

JETRO のプラットフォーム「Japan Innovation Bridge (J-Bridge)」を通じて、デジタル・カーボンニュートラル分野等での日本企業と海外企業との協業を促進するため、アジア、イスラエル、欧米等において、ウェビナー、ピッチイベントをはじめとしたマッチング機会の提供等を継続して実施するとともに、ビジネス戦略策定支援や士業専門家による法務相談等ハンズオン支援を行う。

11. 中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業【令和4年度当初予算：2.5 億円】

地域の中堅・中小企業の輸出を支援する民間事業者による新たなビジネスモデルについて、有望な事例を公募し、EC サイト構築費、プロモーション経費、商談会経費等について実証的に支援する。

12. 現地進出支援強化事業【令和4年度当初予算：13.3 億円】

情報提供、海外展示会やオンライン商談会等を通じた販路拡大支援、商談後のフォローアップ、現地進出後の事業安定・拡大支援（プラットフォーム事業）など、段階に応じた支援を提供し、支援のオンライン化を図りながら国内外でシームレスに実施する。また、中小企業が多く進出している国の税制等について、セミナーの実施等により、海外展開を行う中小企業の税務に係る体制整備を支援する。

13. 中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業【令和4年度当初予算：11.4 億円】

RCEP 協定の発効や先進国地域等のワクチン接種の進展による消費の回復を捉えて、中堅・中小企業の海外展開を推進するため、以下の支援を行う。

- ① 海外主要 EC サイトにおけるジャパンモールの設置拡充、デジタルを活用した有料バイヤーの発掘、日本製品のファンコミュニティの形成などによる販路開拓支援
- ② 新輸出大国コンソーシアムによる海外展開計画の策定・商談等の支援
- ③ 農林水産物・食品についてマーケティング調査や試飲会・試食会等のプロモーションの実施
- ④ EPA 利活用促進のための情報提供・相談体制の強化
- ⑤ EPA 関連手続きを簡素化するツール開発に係る実証支援

14. JICA 海外協力隊（民間連携）の活用及び帰国隊員とのマッチング【令和4年度当初予算：1,501 億円の内数】

国際協力機構（以下「JICA」という。）においては各企業のニーズに合わせ、社員を JICA 海外協力隊として途上国に派遣する民間連携の制度を活用し、グローバル社会で活躍できる人材の育成に努める。また、帰国した JICA 海外協力隊の進路開拓支援の一環として、特定の途上国を熟知した人材（協力隊員）の採用を希望する企業の情報を帰国隊員に国際キャリア総合情報サイト

(Partner) を通じて提供することや、これら企業と帰国隊員とが直接対話できる交流会や帰国報告会等をオンラインで開催する。

15. JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業【令和4年度当初予算：1,501億円の内数】

中小企業等が有する優れた技術や製品、アイディアを用いて、途上国が抱える課題の解決と企業の海外展開、ひいては各地の地域経済活性化も兼ねて実現することを目指すもの。中小企業等にとってより使いやすい制度とするため、令和4年度中に本JICA事業の部分的制度改編を実施予定。

16. 中小企業等の海外展開支援（中小企業製品を活用した機材供与）【令和4年度当初予算：1,633億円の内数】

途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業等の製品を供与することを通じ、その途上国の開発を支援するのみならず、中小企業等の製品に対する認知度の向上等を図る。

17. 中堅・中小企業向け海外安全対策啓発【令和4年度当初予算：0.5億円の内数】

海外安全に関する情報に接する機会が限られる中堅・中小企業向けに、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、インターネット広告、セミナー等を通じ、コロナ禍での安全対策を含む情報提供・啓発を行う。2022年度においては、コロナの状況が許せば、対面式のセミナーや訓練も活用し、より実践的な安全対策を身に付けられるよう支援する。

18. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際の格付付与に必要な取引先の信用情報の提供について、日本貿易保険（以下「NEXI」という。）が代わって信用情報を取得し、その費用を負担する措置を引き続き講じる。

19. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動（セミナー・相談会等）

中小企業による貿易保険の利用を促進するため、NEXIの中小企業向けのホームページを刷新。日本政策金融公庫やJETRO等が全国で主催するセミナーや提携地方銀行等の行員勉強会等にNEXIから講師を派遣し、貿易保険の普及啓発を行う。説明会等では、中小企業向け商品である中小企業・農林水産業輸出代金保険を中心に、わかりやすい紹介動画や漫画冊子を活用し、引き続き貿易保険の一層の理解と普及に努める。

20. 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXIは、2011年12月に地方銀行11行との提携による「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足。提携機関は年々拡大し、また、2016年には信用金庫とも提携を行うことで信金ネットワークを構築。現在では、全国110金融機関によるネットワークを構築（2022年2月現在）。引き続きネットワークを通じた海外展開支援の拡大を図る。

21. 民間損保企業との協業による海外投資保険の提供（NEXI再保険スキーム）

中堅・中小企業の海外展開を支援するため、貿易保険法の施行令を2019年7月に改正し、NEXIが、民間損保企業から海外投資保険の再保険を引き受けることを可能とした。大手損保企業を中心に、同年8月以降、全国の損保代理店を通じ、海外投資保険を提供開始。協業先である民間損保企業と共に、本スキームに関する知名度向上のための更なる情報発信を行い、一層の利用拡大に努める。

2.2. 海外展開・事業再編資金【財政投融資】

日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）を通じて、経済の構造的変化に適応するために海外展開または海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業、もしくは海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するための融資に加え、中小企業の海外子会社に対する直接融資の特例（クロスボーダーローン）による必要な融資を実施する。

第4章 取引環境の改善を始めとする事業環境整備等

第1節 取引環境の改善

1. 電子受発注システム普及促進に向けた実証事業【令和3年度補正予算：8.0億円の内数】

発注側企業と受注側企業との間での取引の適正化や取引環境の改善を促進するため、①中小企業において活用しやすい業界共通EDIの策定、②当該EDIを策定するためのガイドラインの策定、③中小企業の国内外の電子受発注実態調査、④関係省庁や業界横断の会議体による実証成果を踏まえた適正な電子受発注の普及方策の検討、を実施する。

2. 下請等中小企業の取引条件の改善【令和3年度補正予算：8.0億円の内数、令和4年度当初予算：23.0億円の内数】

「未来志向型の取引慣行に向けて」（2016年9月）の公表以降、中小企業庁では、取引適正化に向けた重点5課題（①価格決定方法の適正化、②支払条件の改善、③型取引の適正化、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしづ寄せ防止）を設定し、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善に向けた取組を行ってきたところ。

(1) パートナーシップ構築宣言の推進、(2)「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（2021年12月27日）に基づく価格転嫁対策、(3)価格交渉促進月間、(4)取引適正化に向けた5つの取組など、特に、価格転嫁のしやすい取引環境の整備に向け必要な対策を講じていく。2022年度に実施する具体的な取組内容としては、下記の通り。

(1) パートナーシップ構築宣言の推進

中小企業・小規模事業者に経営環境悪化のしづ寄せが及ぼないよう取引適正化等を促進するために導入した「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業数拡大のための周知を行うとともに、宣言内容の実効性向上に向けたフォローアップに取り組む。

(2) パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

中小企業等が賃上げの原資を確保出来るよう、コスト上昇分を適切に転嫁できることを目的とし、2021年12月27日に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」がとりまとめられた。同パッケージに基づき、中小企業庁と公正取引委員会は、事業所管省

庁などとも連携し、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）の執行強化等、価格転嫁に向けた取組を実施する。

(3) 価格交渉促進月間

9月と3月を価格交渉促進月間と設定し、広報や講習会を集中的に実施するとともに、月間終了後には、下請Gメンによる中小企業へのヒアリング調査や、アンケート調査など、フォローアップ調査を実施し、その結果を公表する。また、その結果に基づき、価格転嫁や価格協議の状況について、問題があるおそれがある発注側企業に対して、下請中小企業振興法（以下、「下請振興法」という。）に基づく指導・助言を実施する。年2回、「価格交渉促進月間」を実施することで、価格交渉の定着と浸透を図る。

(4) 取引適正化に向けた5つの取組

①価格交渉のより一層の促進、②パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上、③下請取引の監督強化、④知財Gメンの創設と知財関連の対応強化、⑤約束手形の2026年までの利用廃止への道筋に取り組む。

3. 下請代金支払遅延等防止法（下請法）の運用【令和4年度当初予算：23.0億円の内数】

下請取引適正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請法を執行する。公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施するとともに、下請法違反に関する情報提供や申告等を受け付けて精査するなど、下請法の厳格な運用に努める。

4. 下請中小企業振興法（下請振興法）に基づく対応【令和3年度補正予算：8.0億円、令和4年度当初予算：23.0億円の内数】

大企業と中小企業との取引の適正化をはかるため、必要に応じて、振興基準を改正するなど所要の措置講じる。また、年に2回実施する価格交渉促進月間のフォローアップ調査結果を踏まえ、価格転嫁や価格協議の状況について、問題があるおそれがある発注側企業に対しては、下請振興法に基づく指導・助言を行う。

5. 下請かけこみ寺の運営【令和4年度当初予算：23.0億円の内数】

全国48か所に設置した「下請かけこみ寺」において、中小企業の取引に関する相談対応や、裁判外紛争解決手続（ADR）にかかる相談などを実施する。

6. 講習会・セミナーの開催等【令和3年度補正予算：8.0億円の内数】

①価格交渉促進月間の実施にあわせた、中小企業の担当者を対象とする価格交渉サポートセミナーや、②下請法の違反行為を未然に防止するための親事業者の調達担当者等を対象とした下請法や下請ガイドラインに関するセミナーなどを開催する。

7. 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【令和4年度当初予算：23.0億円の内数】

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税転嫁対策調査官を配置し、取引先に買いたたき等の消費税転嫁拒否行為を行っている可能性がある事業者に対し、立入検査等を実施する。違反行為が確認された場合は、違反事業者に対して改善指導を行う。

8. デジタル取引環境整備事業【令和4年度当初予算：7.1億円】

デジタルプラットフォーム（オンラインモール、アリストア、デジタル広告）を利用する中小事業者等（出店事業者、デベロッパー、広告主、媒体社等）向けに、取引上の悩みや相談に専門の相談員が無料で応じる「デジタルプラットフォーム取引相談窓口」を設置するとともに、各種デジタルプラットフォームを巡る取引環境等を把握するための市場調査等を実施する。

第2節 官公需対策

1. 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための取組【令和4年度当初予算：23.0億円の内数】

(1) 「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定及び周知

毎年度策定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、国等の中小企業者向け契約目標、中小企業者の受注機会の増大のために実施する措置等を閣議決定する。また、同基本方針を周知徹底するため以下の取組を実施する。

- ① 経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長に対し、文書により基本方針の趣旨を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請する。
- ② 地方自治体に対し基本方針の周知徹底を図るため、説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を全国各地で開催する。
- ③ 基本方針をはじめとした国の施策や調達に関する取組事例などの情報共有を行い、国と地方自治体との連携方策を協議するための会議（都道府県中小企業者調達推進協議会）を開催する。

(2) 「官公需情報ポータルサイト」の運用

中小企業・小規模事業者が官公需に関する発注情報を入手しやすくするため、国等や地方公共団体がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営する。

第3節 人材・雇用対策

1. 中小企業・小規模事業者人材対策事業【令和4年度当初予算：8.4億円】

中小企業の海外ビジネス担当者を対象に、座学学習に加え、グループワークを通じた課題解決の実践や、海外の市場調査経験ができるプログラムを提供する。加えて、非対面・遠隔での商談形態が浸透していることを踏まえ、こうした商談の成立において重要な、資料作成やプレゼンテーション、会議運営等の技術の習得を支援する。

2. 中小企業基盤整備機構における人材育成事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業大学校と中小企業基盤整備機構地域本部において、中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題の解決に直接結びつくような研修等を実施する。2022年度においては、新たな政策課題への対応として、支援担当者に対する経営力再構築伴走支援に関する研修や、経営者等に対する事業再構築や再チャレンジ等の研修も実施する。

また、地域中小企業等からのアクセス改善に向けた「サテライト・ゼミ」等の実施や、豊富なメニューを揃えたウェブ活用型研修「WEBee Campus」の拡充、ケースメソッド型の高度実践プログラムを行う。

3. 労働者の雇用維持対策【令和4年度当初予算：5,552億円】

景気の変動等に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、雇用調整助成金を支給とともに、不正受給防止対策にも積極的に取り組み、本助成金のより一層の適正な支給に努める。

4. 魅力ある職場づくりに向けた雇用管理の改善の支援【令和4年度当初予算：48.1億円】

人材確保等支援助成金においては、建設事業主団体が建設労働者の処遇改善やキャリアパスの明確化を図り、もって若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保、魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備及び職業能力開発の促進に資するよう、建設キャリアアップシステム等の普及促進に取り組んだ場合に助成を行う「建設キャリアアップシステム等普及促進コース」を創設する。

5. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）【令和4年度当初予算：11.5億円】

地域における雇用の創出及び安定を図るため、雇用機会の不足している地域等において事業所の設置又は整備を行い、併せて地域の求職者等を雇い入れる事業主に対して、設置等の費用及び雇入れ人数に応じて助成を行う地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を支給する。

6. 中途採用等支援助成金（U I J ターンコース）【令和4年度当初予算：1.0億円】

東京一極集中の是正を図るとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、地方公共団体が地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して実施する移住支援事業により移住した者を雇い入れた事業主に対して、その採用活動に要した経費の一部を助成する。

7. 地域活性化雇用創造プロジェクト【令和4年度当初予算：58.5億円】

地域における良質な雇用の実現を図るため、地域雇用の課題に対して、国や都道府県の施策との連携を図りつつ、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた地域雇用を再生するため事業主の業種転換や求職者のキャリアチェンジや、成長分野や人材不足分野における魅力ある雇用の確保や就職促進等に取り組む都道府県に対して支援を実施する。

8. 成長分野等への人材移動の促進【令和4年度当初予算：17.1億円】

労働移動支援助成金（再就職支援コース）により、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者（再就職援助計画対象者等）に対する再就職支援を民間職業紹介事業者への委託等により行う事業主に対して助成を行う。

また、再就職援助計画対象者等を早期に雇い入れた事業主に対して労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）を支給し、当該労働者に対して訓練を実施した事業主に対してはさらに追加の助成を行う。2021年度においては当面の間、優遇助成（生産性指標等により一定の成長性が認められる企業が、事業再編等を行う企業等から離職した者を雇い入れた場合の助成）について、

新型コロナウイルス感染症の影響により離職した45歳以上の者を離職前と異なる業種の事業主が雇い入れた場合に、助成額の加算を行う。

加えて、中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）により、中途採用者の能力評価、賃金、処遇の制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大させた事業主に対する助成を行う。

9. 新たな学び直し・キャリアパス促進事業【令和4年度当初予算：8.6億円】

大企業・スタートアップ等の間の人材交流を促進するべく、大企業等に所属する人材が、副業・出向等により中小企業・スタートアップへ経営参画する場合等の費用の支援、および起業に失敗した人材等が再度の起業に向けた準備を行う期間、雇用や業務委託を図る企業の支援を行う。

10. 人材確保対策推進事業【令和4年度当初予算：44.4億円】

「人材確保対策コーナー」の拡充等を行い、人材不足分野におけるマッチング支援の強化を図る。

11. 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業（若手人材確保プロジェクト実証）【令和4年度当初予算：6.5億円の内数】

地域の共通課題である若者人材の流出防止・流入促進のため、民間事業者等が複数の地域企業を束ね、業界団体、経営支援機関、自治体等とも連携し、地域ぐるみで若者人材に向けた仕事やキャリアステップを作り、求人・採用、人材育成、キャリア支援等を行う総合的な取組を支援する。

12. 若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度【令和4年度当初予算：3.1億円】

若者の雇用管理が優良な中小企業について、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号）に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定」企業として認定し、中小企業の情報発信を後押しすることにより、当該企業が求める人材の円滑な採用を支援する。

13. 最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援【令和3年度補正予算：135.1億円、令和4年度当初予算：122.1億円】

最低賃金・生産性向上による賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援として、

- ① 働き方改革に関する相談等にワンストップで対応するため、「働き方改革推進支援センター」を全国（47カ所）に設置し、無料の相談対応・専門家派遣を実施する。
- ② 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業の労働時間短縮や賃上げに向けて生産性向上に資する取組を行った中小企業団体に対し、その取組に要した費用を助成する。
- ③ 全国の中小企業・小規模事業者を対象として、生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資などに要した費用の一部を助成する。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者を対象とする特例コースにより、対象となる設備投資等の範囲を拡大して助成する。

14. キャリアコンサルティングの普及促進

企業（人事管理・人材育成）、労働力需給調整機関（職業マッチング）、学校（キャリア教育）などにおいて、キャリアコンサルティングの普及を進める。また、2016年4月に国家資格化されたキャリアコンサルタントについて、引き続き養成と周知に取り組む。さらに、2020年度に運営開始したキャリア形成サポートセンターにおいて、労働者等に対するキャリアコンサルティングの機会の提供とともに、企業に対するセルフ・キャリアドック（※）の導入を推進する。

（※）企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組、また、そのための企業内の仕組み。

15. （再掲）起業家教育事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

16. （再掲）中小企業連携組織対策推進事業【令和4年度当初予算：6.0億円】

17. （再掲）地域デジタル人材育成・確保推進事業【令和3年度補正予算：13.6億円、令和4年度当初予算：15.9億円の内数】

18. 中小企業向け賃上げ促進税制【税制】

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、所得拡大促進税制について、税額控除率を最大40%に大幅に引き上げるなどの見直しを行った上で、適用期限を令和5年度末までとする。具体的には、雇用者給与等支給額を前年度より1.5%以上増加させた場合には、雇用者給与等支給額の増加額の15%を税額控除できることとする。さらに、雇用者給与等支給額を前年度より2.5%以上増加させた場合には控除率を15%加算し、教育訓練費を前年度より10%以上増加させた場合には控除率を10%加算できることとする。

第4節 資金繰り支援

1. セーフティネット貸付【財政投融資】

日本政策金融公庫が、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来たしている中小企業・小規模事業者等の資金繰りを支援する。

2. 資本性劣後ローンの推進【財政投融資】

日本政策金融公庫が、新事業展開や経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達の円滑化を図るために、金融機関の資産査定上自己資本とみなしえる一括償還の資金（資本性資金）を供給することで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する。

3. 日本政策金融公庫による設備投資の推進等補給金【財政投融資】

日本政策金融公庫が、新事業やビジネスモデルの転換等、生産性向上を図るための設備投資について適用利率を引き下げることで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する。

4. 沖縄の中小企業金融対策【財政投融資】

沖縄振興開発金融公庫を活用した沖縄の中小企業対策は、日本政策金融公庫が行う業務・取組について同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度を拡充する。

5. 小規模事業者経営発達支援融資事業【財政投融資】

事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が低利で融資を行う。

6. 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【財政投融資】

東日本大震災、令和元年台風第19号等、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人・低利で利用できる日本政策金融公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施する。

7.（再掲）民間金融機関を通じた資金繰り支援（信用保証制度）

8.（再掲）中小企業・小規模事業者経営力強化融資【財政投融資】

9.（再掲）中小企業活性化協議会【令和3年度補正予算：7.4億円の内数、令和4年度当初予算：157.7億円の内数】

10. 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

工場団地・卸団地、ショッピングセンター等の整備、商店街のアーケード・カラー舗装等の整備などを行う中小企業組合等に対して、都道府県と中小企業基盤整備機構が一体となってその設備資金を長期・低利（又は無利子）で貸付ける。貸付けに際しては、事前に事業計画について専門的な立場から診断・助言を行う。

11. 金融行政における中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化等

金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）することを通じて、企業に有益なアドバイスとファイナンスを行うよう促す。

第5節 経営安定対策

1. 原油価格上昇等に対する中小企業対策

ウクライナ情勢の緊迫化及び原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する支援策として、2022年3月に行った以下の対策を継続する。

（1）特別相談窓口の設置

日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、都道府県商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構各地域本部及び各地方経済産業局に「ウクライナ情勢・原油価格上昇に関する特別相談窓口」を設置し、ウクライナ情勢の変化や、原油価格上昇の影響に

より資金繰りに困難を来している中小企業者に対する資金繰りや経営に関する相談を受け付ける。

(2) セーフティネット貸付の運用緩和

日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を原油高等により今後の影響が懸念される事業者にまで拡大するとともに、金利を引き下げる。

(3) 下請事業者に対する配慮要請

関係事業者団体約1,500団体に対して、原材料・エネルギーコスト增加分の適正な価格転嫁等を要請する経済産業大臣名の文書を発出した上で、取引の適正化を進める。

2. コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業【令和3年度当初予算：70億円、令和3年度予備費：323億円、令和3年度補正予算：500億円】

燃料油価格の激変緩和措置を講じることで、原油価格高騰がコロナ下からの経済の回復の重荷になる事態を防ぎ、経済回復の妨げとならないことを目指すため、以下を実施する。

- ① ガソリン価格の全国平均が170円以上となった場合、円建の原油価格の変動による卸価格上昇分につき、ガソリン・軽油・灯油・重油1Lあたり上限5円の範囲内で国が元売事業者等に原資支給。
- ② 激変緩和の趣旨に即して、支給開始後は、4週間ごとに基準価格を170円から1円ずつ段階的に切り上げていく。
- ③ 対象期間中にガソリン価格が発動要件を下回った場合は、支給を停止。

3. 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済制度)【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となった場合に、積み立てた掛金の額に応じて無利子、無担保、無保証人で共済金の貸付けを行う制度を引き続き実施する。

4. 経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」を設置し、本相談室において、経営安定に関する幅広い分野の経営相談が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等の支援を実施する。

5. 中小企業BCP(事業継続計画)普及の促進

自然災害等による事業中断を最小限にとどめることを目的に、引き続きBCP(事業継続計画)の策定を促進することを目的に「中小企業BCP策定運用指針」を作成し、公表する。

6. ダンピング輸入品による被害の救済【令和4年度当初予算：18.5億円の内数】

貿易救済措置のうちアンチダンピング措置は、他国企業から我が国に対するダンピング輸入により、国内産業が損害を受けた際に、国内産業からの申請に基づき政府が調査を実施した上で関税を賦課することにより、公正な市場競争環境を確保する措置である。2022年度も、国内産業か

らの申請を受け、国際ルール及び国内法令に基づき公正かつ適切に調査を進めていく。また、企業等への説明会やWTO協定整合的に調査を行うための調査研究を実施する。

7. 中小企業防災・減災投資促進税制【税制】

中小企業等経営強化法における「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者が、当該計画に記載された、自家発電設備や止水板、及び感染症対策のためのサーモグラフィ装置等の防災・減災設備を取得し、事業の用に供した場合に、特別償却ができる措置を引き続き講じる。

第6節 財務基盤の強化

1. 中小企業等の法人税率の特例【税制】

中小企業の年間800万円以下の所得金額に対する法人税率を、19%から15%に引き下げる措置を引き続き講じる。

2. 中小企業投資促進税制【税制】

機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く）ができる措置を引き続き講じる。

3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例【税制】

取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間300万円を限度に、全額損金算入することができる措置を引き続き講じる。令和4年度税制改正において、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものと除く。）の用に供した資産を除外した上、適用期限を2年延長することとしている。

4. 欠損金の繰越控除・繰戻還付【税制】

欠損金の繰越控除は、当期の事業年度に生じた欠損金を繰り越して翌期以降の事業年度（繰越期間：10年間）の所得金額から控除することができる措置を引き続き講じる。また、欠損金の繰戻還付は、当期の事業年度に生じた欠損金を1年繰戻して法人税の還付を請求することができる措置を引き続き講じる。

5. 交際費等の損金不算入の特例【税制】

交際費等を支出した場合、①定額控除限度額（年間800万円）までの損金算入または②支出した接待飲食費の50%までの損金算入のいずれかを選択適用できる措置を引き続き講じる。令和4年度税制改正において、適用期限を2年延長することとしている。

6. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社において、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るために、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施する。

第7節 人権啓発の促進

1. 人権教育・啓発活動支援事業【令和4年度当初予算：1.9億円】

健全な経済活動の振興を促進するため、事業者を対象とした人権啓発のためのセミナー等の啓発事業を実施する。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施する。

第8節 経営支援体制の強化

1. 事業環境変化対応型支援事業【令和3年度補正予算：130.4億円】

中小企業を取り巻く環境が大きく変化する中で、経営の方向性を見極めることが徐々に難しくなっており、不確実性の高い時代において、生産性向上、事業継続、販路拡大等を実現していくための各種支援を実施する。

①中小企業大学校における研修プログラムの作成及び支援者への研修プログラムの提供、中小企業支援の実施

中小企業大学校にて、「対話と傾聴」や「経営者の経営課題の真因を引き出す手法」等に関する研修プログラムを開発する。その上で、支援人材を公募（企業経営者OB、経営指導員OB、フリーランスの診断士等を想定）し、研修プログラムを受講してもらい、「経営力再構築伴走支援」の担い手として支援を実施する。

②中小企業支援機関の相談体制等の強化

商工会・商工会議所等の中小企業支援機関における相談窓口・巡回指導の体制を強化し、インボイス対応、デジタル化等の事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者からの経営相談や各種申請サポート等を実施する。

③デジタル化診断ツールの開発及び診断業務の実施

中小・小規模事業者が、デジタル化の重要性に気づき、デジタル化に当たって必要な対応を明確化できるよう「デジタル化診断ツール」を開発し、Web やよろず支援拠点等を通じ、10万の中・小規模事業者に診断を実施する。また、「デジタル化診断」相談・対応事務局等において、当該診断を受けた事業者からの相談を受け付け、事業者に必要なデジタル化の取組についてアドバイスを実施する。さらに、必要に応じて、必要な専門家派遣の調整や適切な支援機関の紹介等を行い、他事業とも連携しながら事業者を支援する。

2. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【令和4年度当初予算：40.0億円】

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置する。また、よろず支援拠点や商工会・商工会議所等では解決困難な課題に対して、それぞれの課題に対応した専門家を派遣し、その解決を支援する。さらに、オンラインで個社に適した支援策等が見つかる仕組みや官民連携による経営支援の仕組みを実証的に設け、支援サービスの効率化・高度化につなげる。

3.（再掲）中小企業連携組織対策推進事業【令和4年度当初予算：6.0億円】

4. ローカルベンチマークの活用促進

ローカルベンチマークを活用した企業の事業性評価に基づく、経営改善や生産性向上に向けた取組を引き続き推進する。具体的には、中小企業・小規模事業者支援施策との効果的な連携を検

討するほか、各支援機関などのローカルベンチマーク活用に関する取組のフォローアップ等を行う。

第5章 災害からの復旧・復興、強靭化

第1節 資金繰り支援

1. 被災中小企業への資金繰り支援（政策金融）【財政投融資】

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫において「東日本大震災復興特別貸付」を引き続き実施する。また、令和元年台風第19号等や令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫において「令和元年台風第19号等特別貸付」及び「令和2年7月豪雨特別貸付」を引き続き実施する。

2. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融資】

東日本大震災、令和元年台風第19号等、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人・低利で利用できる日本政策金融公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施しており、引き続き、資金繰り支援を行う。

3. 被災中小企業への資金繰り支援（信用保証）

信用保証協会においては、被災中小企業者による運転資金・設備資金などの必要な資金の借り入れに対して保証を行う。具体的には災害救助法が適用された自治体等において、当該災害の影響により売上高等が減少している被災中小企業者に対しては、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用する。激甚災害の指定を受けた災害についても、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証する災害関係保証を措置し、被災中小企業者の事業の再建に向けた資金繰りを支援する。

4. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金（運転資金・設備資金）に対する長期・無利子の融資を行う。

第2節 二重債務問題対策

1. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による再生支援【令和4年度当初予算：6.1億円】

東日本大震災の被災各県における中小企業活性化協議会の体制を拡充するかたちで2011年度に設置した総合相談窓口である「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」による中小事業者等の事業再生支援を引き続き実施する。

2. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

東日本大震災及び原子力発電所の事故による被害を受けた中小事業者等が産業復興相談センターを活用した事業再生に取り組む際に、再生計画策定支援等の期間中に発生する利子を補填することにより、早期の事業再生の実現を図る。

3. 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」による再生支援

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による二重債務対策については、販路開拓等のソリューション提供も含めた様々なサービス提供により、第1期復興・創生期間（2021年3月末まで）の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組む。

第3節 工場等の復旧への支援

1. 中小企業組合等協同施設等災害復旧事業【令和4年度当初予算：46.9億円】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、中小企業等グループが作成する復興事業計画に基づき、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4を補助し、被災した中小企業等グループ等の施設の復旧等に対して支援を行う。

2. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小企業基盤整備機構と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行う。

3. 仮設工場・仮設店舗等整備事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

東日本大震災の被害を受けた中小企業者等の早期事業再開を支援するため、(独)中小企業基盤整備機構が仮設工場や仮設店舗等を整備し被災市町村あて譲渡を行い、当該市町村が被災事業者に原則無償で区画を貸し出す仮設施設整備事業を実施する。また、2014年4月より仮設施設の本設化、移設、撤去に要する費用の仮設施設有効活用等助成事業を実施しており、2021年以降は福島県原災避難12市町村に限定し助成事業を実施する。

4. なりわい再建支援事業【令和3年度補正予算：46.2億円】

令和2年7月豪雨に係る被災地域の経済・雇用の早期回復を図るため、復興事業計画に基づき、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、主に国が1/2、県が1/4を補助し、被災した中小企業等の施設の復旧等に対して支援を行う。

5. なりわい再建資金利子補給事業【令和3年度補正予算：0.3億円】

令和2年7月豪雨の被災地域において、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助する、なりわい再建支援事業を措置し、当該事業を活用して復旧する事業者に対して、自己負担分の借入に係る利子補給を3年間実施することで、融資の実質無利子化を行う。

6. 中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）【令和3年度補正予算：51.3億円】

令和3年福島県沖地震に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、中小企業等グループが作成する復興事業計画に基づき、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4を補助し、被災した中小企業等グループ等の施設の復旧等に対して支援を行う。

7. 地方公共団体による地域企業再建支援事業【令和3年度補正予算：22.2億円】

令和3年8月豪雨に係る被災地域の経済・雇用の早期回復を図るため、再建支援計画に基づき、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、主に国が1/2、県が1/4の補助を実施し、被災した中小企業等の施設の復旧等に対して支援を行う。

8. 事業復興型雇用確保事業

被災地の深刻な人手不足による雇用のミスマッチに対応するため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施する。

第4節 防災・減災対策

1. 中小企業強靭化対策事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業基盤整備機構の地域本部等に自然災害等の専門家を配置し、自然災害等に係る相談等にワンストップで対応する。中小企業に対し、自然災害に対する事前の取組を促進するため「事業継続力強化計画」等を普及啓発するためのシンポジウムやセミナー、計画策定を支援するための専門家派遣等を実施する。

2. 中小企業等経営強化法（事業継続力強化計画）

中小・小規模事業者が自然災害等に対する防災・減災の取組をまとめた「事業継続力強化計画」を認定し、認定を受けた事業者に対して金融支援や税制措置など計画を実行するための支援措置を講じる。

3.（再掲）中小企業防災・減災投資促進税制【税制】

4. 社会環境対応施設整備基金（BCP融資）【財政投融資】

中小企業による、災害発生時の事業継続の観点から防災に資する設備等の整備を支援するもので、中小企業が策定したBCPや、国から認定を受けた事業継続力強化計画に基づき、防災・減災に資する施設等の整備を行うために必要な整備資金及び長期運転資金の貸付を行う。

5. 中小企業BCP（事業継続計画）普及の促進

自然災害等による事業中断を最小限にとどめることを目的に、BCP（事業継続計画）の策定を促進することを目的に「中小企業BCP策定運用指針」を作成し、公表している。

6. 小規模事業者支援法による事業継続力強化支援計画の推進

小規模事業者支援法第5条に基づき、商工会・商工会議所が、地域の防災を担う市町村と連携し、事業継続力強化のための支援を行う計画を作成し、都道府県知事が認定する。

第5節 その他の対策

1. 特別相談窓口等の設置

被災地域等の中小・小規模事業者に対して、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構地域本部等及び経済産業局に設置した相談窓口において被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する。

2. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施する。

3. 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）【令和4年度当初予算：0.5億円】

東日本大震災による被災離職者等の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する。

4. 原子力災害対応雇用支援事業

原子力災害被災12市町村及びその出張所等所在自治体において、民間企業・NPO等への委託により、福島県の被災求職者の一時的な雇用・就業機会を創出した上で、人材育成を実施し生活の安定を図る。

5. 放射線量測定指導・助言事業【令和4年度当初予算：0.2億円】

避難指示区域等の見直しにより原子力災害被災企業の事業再開や企業立地の進展が見込まれることから、福島県内企業等からの要請に応じて、専門家チームを派遣するとともに、福島県内の事業所において、工業製品等の放射線量測定等に係る指導・助言を行うことで工業製品等に係る風評被害を払拭する。

6. 福島イノベーション・コスト構想 地域復興実用化開発等促進事業【令和4年度当初予算：59.1億円】

ロボット技術等の福島イノベーション・コスト構想の重点分野（＊）について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を補助する。

（＊）廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産、医療関連、航空宇宙の分野を言う。

また、福島県浜通り地域等の自治体と連携して実用化開発を行う民間企業等に対し、重点的な支援を行う。

7. 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業【156.3億円（基金）】

福島県の原子力被災12市町村の働く場の創出や、買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、被災事業者等の事業再開や創業に要する設備投資等の費用の一部を補助する。2022年度からは、特定復興再生拠点区域等における創業等を促進するため、補助率・補助額の拡充を行う。

8. 輸送等手段の確保支援事業【令和4年度当初予算：1.0億円】

福島県の原子力被災12市町村の被災事業者等に対して、衣・食・医等に関する生活関連商品等の提供や広域的な移動サービスの提供に必要となる輸送手段を確保する事業、企業活動に必要となる製品等を共同して輸送する事業に要する費用の一部を補助する。

9. 人材確保支援事業【令和4年度当初予算：4.5億円】

福島県の原子力被災12市町村において、被災事業者等の人材不足を解消するため、人材コーディネーターが個々の人材ニーズを踏まえた適切な媒体による求人情報を発信し、人材確保支援を行う。

10. 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【令和4年度当初予算：5.4億円】

被災事業者等の販路開拓や新ビジネス創出等のため、企業間取引拡大に向けたマッチング等の支援を行う。

11. 福島相双復興官民合同チーム専門家支援事業【97.0億円（基金）】

福島県の原子力被災12市町村の被災事業者等の事業・なりわいの再建、事業者の自立等を促進するため、官民合同チームが、被災事業者等の個々の事情に応じたきめ細やかなコンサルティング支援を行う。

12. 地域の伝統・魅力等の発信支援事業【令和4年度当初予算：1.8億円】

福島県の伝統・魅力等を発信する民間団体等の支援及び有効な発信手段の選定、発信手段と親和性のあるコンテンツの制作、発信後の効果測定等の実施により、原子力被災12市町村を中心とした風評被害の払拭や交流人口増加による事業基盤の安定を目指す。

13. 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【令和4年度当初予算：140.9億円】

東日本大震災及び原子力災害によって産業が失われた浜通り地域等において、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより、被災者の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図り、自立・帰還を加速させる。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進める。

14. (再掲) 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）【令和4年度当初予算：0.5億円】**第6章 業種別・分野別施策****第1節 中小農林水産関連企業対策****1. 中小農林水産事業者向け支援****(1) 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）【令和4年度当初予算：97.5億円の内数】**

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組を取組の発展段階に応じて支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村活性化及び自立化を後押しする。

(2) 地域食品産業連携プロジェクト（LFP）推進事業【令和4年度当初予算：1.4億円】

地域の農林水産物が地域産業の中で有効活用されるように、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画した地域食品産業連携プロジェクト（LFP）を構築して行う、社会的課題解決と経済的利益の両立を目指した持続可能な新たなビジネスモデルの創出を支援する。

(3) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金【令和4年度当初予算：638億円】

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資する。

(4) 木材加工設備導入等利子助成支援事業【令和4年度当初予算：1.1億円の内数】

品質・性能の確かな木材製品を低成本で安定的に供給するため、製材業を営む企業等が実施する設備導入等と共に、川中事業者を核とする安定供給体制の構築に必要な借入金に対して利子助成を行う。

(5) 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業成長産業化促進対策

(うち木材加工流通施設等の整備)【令和4年度当初予算：751.0億円の内数】

川上から川下の事業者が連携し、生産・加工・流通コストの削減を図ることにより、木材製品の安定的な供給のための木材加工流通施設整備を支援する。

(6) 強い農業づくり総合支援交付金による乳業再編整備等への支援【令和4年度当初予算：強い農業づくり総合支援交付金 125.7億円の内数】

中小乳業の製造コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、乳業工場の施設の新增設・廃棄を支援する。

(7) マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業【令和4年度当初予算：26.2億円】

2030年5兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を実施するため、戦略的な輸出拡大へのサポート、品目団体の輸出力強化、輸出に取り組む優良事業者の表彰、日本食・食文化の魅力発信による日本産品の海外での需要拡大等を支援する。

(8) 輸出環境整備推進事業【令和4年度当初予算：16.7億円の内数】

農林水産物・食品の更なる輸出拡大を図るため、農林水産物・食品輸出本部の下、畜水産物モニタリング検査、インポートトレランス申請、国際的認証取得・更新などの輸出に取り組む事業者による輸出環境課題の解決に向けた取組等を支援する。

(9) 地理的表示保護・活用総合推進事業【令和4年度当初予算：1.2億円】

地理的表示(GI)保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI登録申請から登録後のフォローアップまでの一貫したサポート体制の構築、加工品等輸出を指向する多様な品目の申請拡大、GI産品の輸出、販路拡大等のための取組を支援するとともに、国内及び相互保護国(EU等)におけるGI侵害に対する監視を強化する。

(10) 水産加工業者向けワンストップ窓口の設置・運営

水産施策や中小企業施策等の各種支援策等が水産加工業者に適切に周知され、かつ有効に活用されるよう、関係道府県に設置したワンストップ窓口において水産加工業者の相談に適切に対応する。

(11) 水産バリューチェーン事業【令和4年度当初予算：5.9億円】

生産・加工・流通・販売が連携しマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築を支援するとともに、加工原料の安定供給を図る取組や加工・流通業者等が加工原料を新たな魚種に転換する取組、産地の水産加工業の中核的人材育成等の取組等を支援する。

(12) 日本政策金融公庫による各種融資【財政投融資】

①特定農産加工業者の経営改善、②特定農林畜水産物の新規用途又は加工原材料用新品種の採用の推進、③食品等製造業者等と農林漁業者等の安定取引関係構築及び農林漁業施設の整備等、④食品の製造又は加工を営む者に対するHACCP導入等のための体制、施設、設備の整備等、⑤水産加工業の体质強化、⑥農業生産関連事業の事業再編等、⑦農林水産物及び食品の輸出促進のために、農林水産事業者及び食品産業事業者に対して融資を行う。

2. 研究開発等横断的分野等における支援

「知」の集積と活用の場によるイノベーションの創出【令和4年度当初予算：39.7億円の内数】

農林水産・食品分野におけるイノベーションを創出するため、様々な分野の多様な知識・技術等を結集し、スマート農業技術等の研究開発を重点的に推進する提案公募型研究を実施する。また、農林水産・食品分野において新たなビジネスを創出するため、フードテック等の新たな技術シーズを基に事業化を目指すスタートアップへの支援を実施する。

第2節 中小運輸業対策

1. 倉庫業への支援

物流の省力化・効率化を図るため、物流総合効率化法により輸送機能と保管機能が連携した倉庫の整備や物流DX関連機器の導入を促進する。

また、省エネ型自然冷媒機器や自立型ゼロエネルギー倉庫モデルの導入を支援することにより、引き続き倉庫の脱フロン及び低炭素化を促進する。

2. 内航海運・国内旅客船事業対策【財政投融資】

鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度により、内航海運のグリーン化に資する船舶や離島航路の維持・活性化に資する船舶といった政策的意義の高い船舶の建造を促進する。

3. 中小造船業・舶用工業対策

(1) 経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組む。

(2) 海事産業強化法に基づく、造船事業者の生産性向上や事業再編等に取り組む事業基盤強化計画の認定制度において、必要な資金の長期・低利融資（ツーステップローン）、事業再編に係る登録免許税の軽減、共有建造制度の優遇等の支援措置により造船業の競争力強化に取り組む。

【財政投融資・税制】

(3) 造船業・舶用工業全体の生産性向上を図るため、サプライチェーン全体における造船プロセスの最適化に資する実証事業に取り組む。【令和4年度当初予算：1.0億円の内数、令和3年度補正予算：1.0億円の内数】

(4) 中小企業等経営強化法に基づき、中小造船業・舶用工業の生産性向上を図るため、国土交通省が定めた「船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針」に沿って中小企業・小規模事業者が策定した経営力向上計画の認定を行い、税制措置等により設備投資等を促進する。【税制】

(5) 产学研官で構成される地方協議会において、中小造船業・舶用工業の業界への理解熟成や関心を高めるための取組を検討する。加えて、外国人造船就労者受入事業の適正な運営を図るとともに、特定技能制度について、適切な制度運用に努める。【令和4年度当初予算：0.7億円の内数】

- (6) 開発・設計、建造から運航・メンテナンスまでの船舶のライフサイクル全体を効率化する「DX 造船所」へとビジネスモデルの転換を促すため、造船所における実証を実施する。【令和4年度当初予算：1.5億円の内数】

第3節 中小建設・不動産業対策

1. 地域建設産業の生産性向上・持続性確保支援事業【令和4年度当初予算 0.1億円】

建設産業の大半を占める中小中堅企業では、経営者の高齢化に伴う持続性の確保や投資余力や人材が限られる中での生産性向上が課題である。本事業では、新型コロナウイルス感染症を契機とした非接触化や省人化といった新技術導入による生産性向上及び企業活動の持続性確保を図るために、ICT技術活用や事業承継に係る現状・課題の把握、専門家によるコンサルティングのほか、事例集等を通じたノウハウの横展開と普及啓発を実施する。

2. 建設業における金融支援の実施

(1) 地域建設業経営強化融資制度の実施

元請建設企業の資金調達の円滑化を図るため、中小・中堅元請建設企業が工事請負代金債権を担保に、融資事業者(事業協同組合等)から工事の出来高に応じて融資を受けることを可能とする「地域建設業経営強化融資制度」を引き続き実施する。なお、本制度では、融資事業者が融資を行うにあたって金融機関から借り入れる転貸融資資金に対して債務保証を付すことにより、融資資金の確保と調達金利の軽減を図る。

(2) 下請債権保全支援事業の実施

下請建設企業等の債権保全を図るため、中小・中堅下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等をファクタリング会社が保全する「下請債権保全支援事業」を引き続き実施する。なお、本事業では、ファクタリング会社に対して一定の損失補償を実施し、下請建設企業等が負担する保証料について助成を行う。

3. 建設業の海外展開支援【令和4年度当初予算：0.7億円の内数】

我が国の中堅・中小建設企業の海外市場への進出を促進するため、海外へ事業展開する際に考慮すべき事項等をセミナーを通じて情報提供するとともに事業計画の策定を支援。また、各種専門家による相談窓口を設置し中堅・中小建設企業からの海外進出に係る様々な相談に応じる。さらに、新型コロナウイルス感染症の状況にも留意しつつ海外訪問団の派遣（現地視察・ビジネスマッチング・ジョブマッチングの実施）を検討し、対象国への技術の売り込みや現地関係者とのコネクション構築、現地高度人材採用を支援する。

4. 中小不動産業者に対する金融措置

中小不動産事業者の信用を補完し金融を円滑化するため、中小不動産事業者の協業化円滑資金や地域再生のための事業資金等に対する債務保証事業を継続実施する。

5. 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業のうち地域型住宅グリーン化事業【令和4年度当初予算：200億円の内数】

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの関連事業者からなるグループによる、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅（ZEH等）の整備等に対して支援を行う。

6. 木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業【令和4年度当初予算：5.0億円の内数】

木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅や都市部における非住宅や中高層の木造建築物（都市木造建築物）の生産体制の整備を図るため、民間団体等が行う大工技能者の確保・育成の取組等に対する支援を行う。

第4節 生活衛生関係営業対策

1. 生活衛生営業対策【令和4年度当初予算：12.7億円】

理美容業、クリーニング業、飲食店営業などの生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進するため、生活衛生同業組合及び連合会、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターに対して補助を実施する。また、委託事業として、生活衛生関係営業のデジタル化を推進するため、業種に応じた研修やモデル事業の実施、また、地域における相談員の育成の実施等による支援事業を実施する。

2. 生活衛生関係営業に関する貸付【令和4年度当初予算：33.7億円】

生活衛生関係営業の資金繰り支援を行うことで公衆衛生の向上及び増進を図るため、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）において融資を行う。2022年度においては、生活衛生関係営業者の円滑な創業を支援するため、創業者向け融資制度を拡充（東京圏から過疎化が進行する地域にUターン等し、創業しようとする生活衛生関係営業者への利率引き下げ等）し、引き続き生活衛生関係営業者の資金需要に適切に対応する。

第7章 その他の中小企業施策

第1節 環境・エネルギー対策

1. 国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費（J-クレジット制度）【令和4年度当初予算：4.9億円】

経済と環境の好循環の実現を図るため、引き続き、中小企業等への支援や需要開拓を行い、J-クレジット制度の普及を促進する。

2. 環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関連）【財政投融資】

中小・小規模企業の公害防止対策を促進するため、日本政策金融公庫による融資を引き続き実施する。

3. カーボンニュートラル税制【税制】

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、きめ細やかな事業適応計画の申請支援を引き続き行い、より多くの企業に活用頂くことで企業の脱炭素化に向けた取組を後押しする。

4. 公害防止税制【税制】

中小・小規模企業等の公害防止への取組を支援するため、本税制措置を引き続き実施する。

5. カーボンニュートラルに向けた自動車部品サプライヤー事業転換支援事業【令和4年度当初予算：4.1億円】

自動車の電動化の進展に伴って大きな影響を受ける中堅・中小自動車部品サプライヤーが、電動車部品の製造に挑戦するなどといった「攻めの業態転換・事業再構築」を実現するため、窓口での相談対応、セミナーや研修、専門家の派遣を新たに実施し、技術分析・戦略立案等を支援する。

6. 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金【令和4年度当初予算：253.2億円】

工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や、高い省エネポテンシャルを有し、今後市場への普及が見込まれる先進的な省エネ設備の導入を支援する。一部事業については、補助金額を設備費への定額補助（大企業は補助率3/4）に変更する。

7. 省エネルギー投資促進支援事業費補助金【令和4年度当初予算：100.0億円】

産業・業務部門における性能の優れた省エネ設備への更新に係る費用の一部を補助することで、需要側における燃料・電力の消費抑制に資する取組を促しエネルギーコストの節減を目指す。

8. 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金【令和3年度補正予算：12.3億円】

新設・既設事業所における省エネ設備の新設・増設等を行う際、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、融資に係る利子補給を行う。

9. 中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業【令和4年度当初予算：8.0億円】

エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業を通じて、中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、AIやIoT等を活用した運用改善や再エネ導入等の提案や、診断事例の横展開、関連セミナーへの講師派遣を行う。

また、地域のエネルギー利用最適化取組支援事業を通じて、省エネや再エネ導入に関する相談拠点となるプラットフォームを地域毎に構築するとともに、相談に係る窓口や支援施策などをポータルサイトに公開する。

10. 地域低炭素投資促進ファンド事業【令和4年度当初予算：10億円】

一定の採算性・収益性が見込まれるもの、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない再生可能エネルギー事業等の脱炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトに対し、「地域脱炭素投資促進ファンド」からの出資を行う。

11. エコリース促進事業【令和4年度当初予算：13.2億円】

多額の初期投資費用（頭金）の負担が困難な中小企業等が設備投資を行う際、頭金を必要としないリースという金融手法の活用が有効であるところ、本事業によってリース料総額の一部を補助することで脱炭素機器の導入を促進する。加えて、リース会社自身のESGの取組拡大及びサプライチェーン全体での面向的な脱炭素化の取組促進を図る。

12. エコアクション22【令和4年度当初予算：0.09億円】

環境経営を切り口とした企業価値向上を図る中小事業者、サプライチェーンの再構築を図る大手企業などに向け、バリューチェーンで、エコアクション21等の環境マネジメントシステムの普及を図る取組等を行う。

13. 環境・エネルギー対策資金(省エネ設備関連)【財政投融資】

中小企業における省エネルギーの促進をするため、引き続き、日本政策金融公庫による融資を実施する。

14. 環境・エネルギー対策資金(非化石エネルギー関連)【財政投融資】

中小企業における省エネルギーの促進をするため、引き続き、日本政策金融公庫による融資を実施する。

第2節 知的財産活動の促進**1. 中小企業向けの特許料等の軽減**

全ての中小企業を対象に、審査請求料、特許料（第1年分～第10年分）、国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、予備審査手数料）を1/2に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の1/2に相当する額を交付する措置を引き続き実施する。また、中小ベンチャー企業・小規模企業に対しては、審査請求料、特許料（第1年分から第10年分）、国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、予備審査手数料）を1/3に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の2/3に相当する額を交付する措置を引き続き実施する。

2. 早期審査・早期審理制度

特許について、出願人や審判請求人が中小企業・小規模事業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常に比べ早期に審査又は審理を受けられるよう早期審査・早期審理を実施する。また、外国特許庁にも出願している特許出願や、ベンチャー企業の特許出願について、「早期審査に関する事情説明書」を提出することにより、原則1か月以内に1次審査結果を通知できる（「スーパー早期審査」）運用を引き続き実施する。意匠・商標についても早期審査・早期審理の要件を満たせば、早期に審査又は審理を受けられるよう早期審査・早期審理を実施する。

3. 出張面接・オンライン面接【令和4年度当初予算：0.4億円】

特許・意匠について、中小・ベンチャー企業等への支援を目的として、全国各地の面接会場において審査官・審判官が出張面接を実施するとともに、特許・意匠・商標について、インターネット回線を利用し出願人自身のPCから参加できるオンライン面接を実施する。また、工業所有権情報・研修館（以下、「INPIT」という。）近畿統括本部（INPIT-KANSAI）においても、審査官・審判官による出張面接、オンライン面接を実施する。

4. 特許情報の提供

国内外の特許情報をインターネット上で、無料で検索・照会できる下記サービスの提供を実施する。①2021年度に引き続き、「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」を通じて、特許・実用新案・意匠・商標の公報や審査経過情報を検索・照会できるサービスを提供する。②2021年度に

引き続き、「外国特許情報サービス（FOPISER）」を通じて、ASEAN等の日本企業の進出が著しい諸外国の特許情報を検索・照会できるサービスを提供する。

5. 特許戦略ポータルサイト【令和4年度当初予算：0.1億円の内数】

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトにおいて、申し込みのあった出願人に対し、直近10年間の特許出願件数、審査請求件数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供する。

6. 知的財産権制度に関する普及【INPIT交付金の内数】

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、[1]知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向け説明会、[2]特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向け説明会に係る動画コンテンツのオンライン配信を行う。

7. 中小企業の知財に関するワンストップサービスの提供(知財総合支援窓口)【INPIT交付金の内数】

中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデアや技術などの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口として、各都道府県に「知財総合支援窓口」を設置している。知財総合支援窓口では、支援担当者が、アイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な経営課題等に対し、弁理士や弁護士、デザイナー、中小企業診断士などの専門家と協働して、知的財産の側面から効率的・網羅的に解決を図るほか、職務発明・営業秘密などの知財管理や、地理的表示保護制度（GI）等の農業分野の知財、知財・標準化戦略等の様々な経営相談にも、よろず支援拠点をはじめとする関係支援機関と連携しつつ、対応している。2022年度も引き続き、「第2次地域知財活性化行動計画（2020.7.15）」で設定された目標を踏まえて相談等に対応するとともに、よろず支援拠点をはじめとする関係支援機関との連携を推進する。

8. 営業秘密に関するワンストップ支援体制の整備【INPIT交付金の内数】

「営業秘密・知財戦略相談窓口」において、知財総合支援窓口とも連携し、主に中小企業を対象として、企業の持つ技術を特許として権利化するか営業秘密として秘匿化するかのオープン・クローズ戦略や、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理等に関する相談に専門家が対応しており、引き続き継続していく。特に営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策、サイバーアタックについて、相談内容に応じて、警察庁や独立行政法人情報処理推進機構（IPA）等との連携等を行っていく。加えて、地方自治体や中小企業支援機関が主催するセミナーへの講師派遣、eラーニングコンテンツ等による普及・啓発活動を引き続き実施し、本相談窓口の周知を通じて中小企業による活用を促進していく。

9. 知財金融促進事業（中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業）【令和4年度当初予算：1.1億円】

中小企業の知財を活用した経営を支援するため、知財を切り口とした事業性評価を行う金融機関に対し、中小企業の知的財産を活用したビジネスについてわかりやすく説明した「知財ビジネス評価書」の提供や、経営課題に対する解決策をまとめた「知財ビジネス提案書」の作成の支援等、知財に着目した融資や経営支援につなげる取組を行う。

10. 中小企業知的財産支援事業【令和4年度当初予算：0.9億円】

産業支援機関等による先導的・先進的な知財支援の取組を地域に定着させることを通じて、中小企業等の知財保護・活用を促進するため、当該取組に対し、経済産業局等を通じて必要な経費の補助を行う。

11. 新興国等知財情報データバンク【INPIT 交付金の内数】

INPIT が運用するウェブサイト上で、新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、新興国等における出願実務、審判・訴訟実務、ライセンス実務情報、統計・制度動向等の情報を提供する。

12. 海外知的財産プロデューサー派遣事業【INPIT 交付金の内数】

海外における事業展開を知的財産リスクマネジメント及び知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対し、知的財産マネジメントの専門家（海外知的財産プロデューサー）を工業所有権情報・研修館（INPIT）から派遣する。

13. 中小企業等外国出願支援事業【令和4年度当初予算：7.2億円の内数】

中小企業等による戦略的な外国出願を促進するため、JETRO や都道府県中小企業支援センター等を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対し、外国への出願に要する費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成する。

14. 中小企業等外国出願中間手続支援事業【令和4年度当初予算：7.2億円の内数】

中小企業の外国出願の権利化を一層手厚く支援するため、JETRO を通じて、外国出願の審査請求・中間応答に係る費用（外国特許庁への手数料、代理人費用、翻訳費など）の一部を助成する。

15. 中小企業等海外侵害対策支援事業【令和4年度当初予算：7.2億円の内数】

中小企業の海外での適時適切な産業財産権の権利行使を支援するため、JETRO を通じて、模倣品に関する調査や模倣品業者に対する警告・行政摘発手続に要する費用を補助する。また、海外で現地企業等から知財権侵害で訴えられた場合の弁護士等への相談費用や訴訟に要する費用、冒認商標無効・取消係争の実施に要する費用についても補助を行う。

16. 海外知財訴訟保険補助事業【令和4年度当初予算：7.2億円の内数】

中小企業等が海外において知財訴訟に巻き込まれた際の対抗措置をとることができるようするため、中小企業等を会員とした全国規模の団体を運営主体として、知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟費用保険制度を引き続き実施する。中小企業等を会員とする全国規模の団体に補助金を交付し、海外知財訴訟費用保険の掛金の 1/2（継続して 2 年目以降も本補助金の対象となる場合は 1/3）を補助し掛金負担を軽減することで、中小企業の加入を促進する。

17. 中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン

特許庁、中小企業庁及び工業所有権情報・研修館（INPIT）は、令和3年12月に公表した「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン※」に基づき、知財戦略立案や課題解決の

ための専門家派遣（伴走型支援）や、中小企業支援機関とINPITが連携して知財相談対応等を実施する。

※アクションプランについて

<https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211227002/20211227002.html>

18. 中小企業等アウトリーチ事業（営業秘密漏えい対策）【令和4年度当初予算：18.5億円の内数】

中小企業の海外での意図しない営業秘密・技術流出防止を目指すべく、在外日系企業を主なターゲットに据えて、現地専門家によるハンズオン支援（研修、管理状況・労働契約書の改善案の作成、フォローアップ）と情報提供活動（営業秘密の管理・保護に向けたマニュアルの作成・啓発）を引き続き実施し、営業秘密の管理体制の構築を支援する。

第3節 標準化の推進

1. 中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用の推進

中堅・中小企業等による標準の戦略的活用に向け、引き続き支援を行う。

第4節 調査・広報の推進

1. 施策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたガイドブックやチラシ等を作成し、地方公共団体や中小企業支援機関、金融機関等に配付するほか、「ミラサポ plus」を通じた情報発信等により、広く普及・広報を実施する。

(1) 冊子等の発行

中小企業施策を利用する際の手引き書として200以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」やチラシ等を作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関（商工会、商工会議所等）、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布する。

(2) インターネットを活用した広報

①ホームページによる広報：中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、広報のためのチラシ、冊子等を公表する。

②メールマガジン：中小企業支援機関等と連携し、補助金等の支援施策情報、地域情報、調査・研究レポート、イベント等の情報をメールマガジン登録者に毎週配信する。

(3) ミラサポ plus

ミラサポ plus を通じて最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例等を分かりやすくタイムリーに全国の中小企業に届ける。

2. 中小企業白書・小規模白書の作成

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第11条の規定に基づく年次報告等（2022年版中小企業白書）を作成する。また、小規模企業の現状や課題を把握するため、小規模企業振興基本法第12条の規定に基づく年次報告等（2022年版小規模企業白書）を作成する。

3. 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高、従業者数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第10条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施する。

4. 中小企業景況調査の公表

中小企業の景気動向について、四半期ごとに独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する中小企業景況調査の公表を行う。